

令和 4 年 第 6 回

芦北町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 4 年 12 月 6 日

閉会 令和 4 年 12 月 9 日



熊本県芦北町議会

令和4年第6回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 6	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
7	水	休 会（議事整理）
8	木	休 会（議事整理）
9	金	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第 1 号 (12月 6 日)	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
第 1 会議録署名議員の指名	9
第 2 会期の決定について	9
第 3 諸報告	9
議長諸般の報告	9
行政報告	9
第 4 町長の提案理由説明	10
第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	
令和 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）	10
第 6 議案第 50 号 令和 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号）	12
第 7 議案第 51 号 令和 4 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算	
（第 3 号）	18
第 8 議案第 52 号 令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算	
（第 2 号）	19
第 9 議案第 53 号 令和 4 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算	
（第 3 号）	20
第 10 議案第 54 号 令和 4 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算	
（第 2 号）	21
第 11 議案第 55 号 令和 4 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算	
（第 2 号）	22
（一括議題＝日程第 12 から日程第 14 まで）	
第 12 議案第 56 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一	
般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正	
する条例の制定について	23
第 13 議案第 57 号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正	
する条例の制定について	23

第14	議案第58号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
第15	議案第59号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	25
第16	議案第60号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	26
(一括議題＝日程第17から日程第18まで)			
第17	同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27
第18	同意第4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27
第19	同意第5号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	29
(一括議題＝日程第20から日程第22まで)			
第20	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	30
第21	同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	30
第22	同意第8号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	30
(一括議題＝日程第23から日程第25まで)			
第23	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	32
第24	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	32
第25	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	32
7	散 会		34

第2号(12月9日)		頁
1	議事日程	37
2	出席議員氏名	37
3	欠席議員氏名	37
4	説明のため出席した者の職氏名	37
5	事務局職員出席者	38
6	開会 開議	41
第1	議案第61号 令和4年度芦北町一般会計補正予算(第6号)	41
第2	一般質問	42
(1)	楠原清照議員第1回目一般質問	42
	○竹崎町長答弁	45

○岩田教育長答弁	45
○長崎住民生活課長答弁	46
○杵農林水産課長答弁	47
○田代教育課長答弁	47
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	48
○長崎住民生活課長答弁	48
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	48
○長崎住民生活課長答弁	48
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	49
○長崎住民生活課長答弁	49
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	49
○長崎住民生活課長答弁	49
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	49
○長崎住民生活課長答弁	49
(7) 楠原清照議員第7回目一般質問	49
○長崎住民生活課長答弁	50
(8) 楠原清照議員第8回目一般質問	50
○長崎住民生活課長答弁	50
(9) 楠原清照議員第9回目一般質問	50
○竹崎町長答弁	51
(10) 楠原清照議員第10回目一般質問	52
○杵農林水産課長答弁	52
(11) 楠原清照議員第11回目一般質問	52
○杵農林水産課長答弁	52
(12) 楠原清照議員第12回目一般質問	53
○杵農林水産課長答弁	53
(13) 楠原清照議員第13回目一般質問	53
○杵農林水産課長答弁	53
(14) 楠原清照議員第14回目一般質問	53
○杵農林水産課長答弁	54
(15) 楠原清照議員第15回目一般質問	54
○杵農林水産課長答弁	54
(16) 楠原清照議員第16回目一般質問	54
○杵農林水産課長答弁	54

(17) 楠原清照議員第17回目一般質問	54
○ 梶農林水産課長答弁	55
(18) 楠原清照議員第18回目一般質問	55
○ 竹崎町長答弁	56
(19) 楠原清照議員第19回目一般質問	57
○ 田代教育課長答弁	57
(20) 楠原清照議員第20回目一般質問	57
○ 田代教育課長答弁	57
(21) 楠原清照議員第21回目一般質問	57
○ 田代教育課長答弁	57
(22) 楠原清照議員第22回目一般質問	58
○ 田代教育課長答弁	58
(23) 楠原清照議員第23回目一般質問	58
○ 田代教育課長答弁	58
(24) 楠原清照議員第24回目一般質問	58
○ 岩田教育長答弁	59
(25) 楠原清照議員第25回目一般質問	59
○ 竹崎町長答弁	60
(26) 楠原清照議員第26回目一般質問	60
(1) 百田翔吾議員第1回目一般質問	60
○ 竹崎町長答弁	61
○ 岩田教育長答弁	61
○ 松本総務課長答弁	62
○ 田代教育課長答弁	62
(2) 百田翔吾議員第2回目一般質問	63
○ 松本総務課長答弁	63
(3) 百田翔吾議員第3回目一般質問	63
○ 松本総務課長答弁	64
(4) 百田翔吾議員第4回目一般質問	64
○ 竹崎町長答弁	64
(5) 百田翔吾議員第5回目一般質問	65
○ 田代教育課長答弁	65
(6) 百田翔吾議員第6回目一般質問	66
○ 田代教育課長答弁	66

(7) 百田翔吾議員第7回目一般質問	66
○田代教育課長答弁	66
(8) 百田翔吾議員第8回目一般質問	67
○岩田教育長答弁	67
(9) 百田翔吾議員第9回目一般質問	67
○岩田教育長答弁	67
(10) 百田翔吾議員第10回目一般質問	67
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	69
○池田福祉課長答弁	69
○釜商工観光課長答弁	70
○梶農林水産課長答弁	70
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	70
○釜商工観光課長答弁	71
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	71
○白坂企画財政課長答弁	72
○竹崎町長答弁	72
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	73
○藤崎副町長答弁	73
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	74
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	75
(一括議題＝日程第3から日程第6まで)	
第3 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	76
第4 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	76
第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	76
第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	76
7 閉 会	76

令和４年第６回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和４年１２月６日

午前１０時 開 会

於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 町長の提案理由説明

第 ５ 承認第 ４号 専決処分の承認を求めることについて

令和４年度芦北町一般会計補正予算（第４号）

第 ６ 議案第５０号 令和４年度芦北町一般会計補正予算（第５号）

第 ７ 議案第５１号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第３号）

第 ８ 議案第５２号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２
号）

第 ９ 議案第５３号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第３号）

第１０ 議案第５４号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）

第１１ 議案第５５号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算
（第２号）

（一括議題＝日程第１２から日程第１４まで）

第１２ 議案第５６号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般
職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第１３ 議案第５７号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第１４ 議案第５８号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第１５ 議案第５９号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例の制定について

第16 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

(一括議題＝日程第17から日程第18まで)

第17 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第18 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第19 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(一括議題＝日程第20から日程第22まで)

第20 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第21 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第22 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(一括議題＝日程第23から日程第25まで)

第23 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第24 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第25 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(散 会)

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 川 尻 成 美 君

13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君

企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十三男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福 田 貴 司 君	次長(課長補佐)	窪 田 和 彦 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 災害公営住宅建設工事起工式
期 日 令和4年9月29日（木）
場 所 佐敷地区・湯浦地区
- 3 御立岬第2キャンプ場開場式
期 日 令和4年9月30日（金）
場 所 御立岬公園 御立岬第2キャンプ場イベント広場
- 4 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和4年10月3日（月）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 水俣芦北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外
- 5 熊本県町村議会議長会（議員研修会）
期 日 令和4年10月4日（火）
場 所 熊本県立劇場
内 容 講演：演題「地方創生とまちづくり」
講 師 認定NPO法人グリーンバレー理事 大南信也 氏
- 6 南九州西回り自動車道の早期実現に関する要望活動
期 日 令和4年10月31日（月）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 7 第66回町村議会議長全国大会
期 日 令和4年11月9日（水）
場 所 NHKホール（東京都）
内 容 要望、決議、特別決議及び実行運動方法外

8 水俣・芦北地域振興計画の推進に係る要望活動

期 日 令和4年11月10日（木）

場 所 衆議院議員会館、参議院議員会館及び各関係省庁（東京都）

9 南九州西回り自動車道建設促進大会

期 日 令和4年11月11日（金）

場 所 ホテルルポール麹町（東京都）

内 容 沿線住民代表意見発表及び決議外

10 芦北町生活安全安心推進協議会

期 日 令和4年11月24日（木）

場 所 芦北町役場3階大会議室

内 容 芦北町の犯罪情勢及び犯罪防止に向けた取り組み外

11 球磨川流域橋梁（坂本橋・鎌瀬橋・大瀬橋・松本橋・沖鶴橋）着工式典

期 日 令和4年12月4日（日）

場 所 旧グリーンパークさかもと（旧八代市役所坂本支所付近）

令和4年12月6日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

芦町監第22号
令和4年11月10日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和4年10月31日

3 検査実施日

令和4年11月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,068,864,589 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	5,572,854,712 円
	歳入歳出外現金	126,819,114 円
	計	6,768,538,415 円
水道事業会計		352,098,051 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 皆様、おはようございます。

全員御出席でございますので、ただいまから令和4年第6回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、感謝状の伝達を行います。

この度、町議会議員として35年以上在職し、地方自治及び議会の発展に御尽力されております寺本修一議員に、総務大臣から感謝状が贈呈されましたので、伝達を行います。

寺本修一議員は、演壇前にお願いをいたします。

[感謝状 贈呈]

○議長（宮内道則君） 寺本修一議員におかれましては、誠におめでとうございます。

今後、ますますの御健勝と御活躍を祈念いたします。

以上で、感謝状の伝達を終わります。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 白坂君及び8番 草野君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月9日まで4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

令和2年7月豪雨災害から2年5カ月が経過し、町内各所で行われている復旧工事についても多くの箇所で完成も見られており、着実に進捗が図られております。9月末には被災者の恒久的な住まいの確保を図るため、佐敷・湯浦両地区で、災害公営住宅の起工式が行われ、来年7月の完成が見込まれております。

一方、住まい再建に不安をお持ちの被災者もおられますので、誰一人取り残すことなく再建を果たしていただけるよう、熊本県などの関係機関と連携し、万全を尽くしてまいります。

また、復興祈念事業として火の国ファイティングIN芦北プロボクシング大会や大相撲芦北場所が開催されるとともに、3年振りとなる芦北町文化祭の開催、さらには御立岬第2キャンプ場のオープンや、商工会による芦北復興祭など、スポーツ・文化・観光等、町が活気づく明るい話題が続いたことは、復興への大きな弾みとなるものと考えております。今後もスピード感をもって復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、補正予算に係る専決処分の承認1件、令和4年度芦北町一般会計及び特別会計に係る補正予算6件、また、条例の一部改正等5件、人事案件9件、合計21件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度芦北町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、

御説明申し上げます。

令和４年度芦北町一般会計補正予算（第４号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、１０月１７日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５,５６０万円を追加し、総額を１４２億５,６９７万６,０００円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は７ページをお開きください。

款２総務費です。項１目１４諸費の３１５万円は、令和３年度に予定納税されていた法人町民税など、確定申告の結果、税額が減少したことなどにより還付をするものでございます。

款３民生費です。項１目１社会福祉総務費の１億５,２４５万円は、電気・ガス等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得者世帯、住民税非課税世帯等２,９９０世帯に対し、１世帯当たり５万円を給付する事業に係る費用でございます。

予算書は６ページになります。

款１４国庫支出金です。項２目２民生費国庫補助金の１億５,２４５万円は、価格高騰緊急支援給付金事業に係る国庫補助金です。

款１９繰越金です。歳入歳出不足額３１５万円に対し、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第４号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

-----○-----

第 6 議案第 5 0 号 令和 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 6、議案第 5 0 号「令和 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第 5 0 号、令和 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3 4 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 4 5 億 6, 0 4 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

また、第 2 条で債務負担行為、第 3 条で地方債の補正を計上しております。

まず、今回の補正は、款 1 議会費から款 9 の教育費まで、人事異動等に伴う職員及び会計年度任用職員の給与費等の補正を行っており、総額で 4, 2 7 4 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。

以降、各款の補正につきましては、これらを省略して御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は 1 2 ページをお開きください。

款 2 総務費です。項 1 目 5 財産管理費の 3 3 4 万 2, 0 0 0 円は、P C B を含有する蛍光灯 3 2 台分の廃棄物処理委託に係るものでございます。

予算書は 1 3 ページになります。

目 1 6 復旧復興推進費の 1, 2 5 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨を受けて浸水被害地域に嵩上げ等の対策を講じた町内での住宅再建者等に対する補助 2 5 件分で、申請状況に伴う増額でございます。

項 2 目 2 賦課徴収費の 4 1 万 8, 0 0 0 円は、災害復旧に伴い住宅建設数の増加による増額 4 0 件分です。

予算書は 1 4 ページから 1 5 ページにわたります。

項 4 目 6 県議会議員選挙費の 4 8 3 万 6, 0 0 0 円は、令和 5 年 4 月 2 9 日に任期満了します県議会議員選挙の令和 4 年度執行分の費用です。

款 3 民生費です。項 1 目 1 社会福祉総務費、節 2 7 繰出金の 2 9 7 万 8, 0 0 0 円は、国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰出金です。

目 4 高齢者福祉費の 4 2 8 万 4, 0 0 0 円は、介護保険制度改正に伴い、介護療養型医療施設から介護医療院への転換に係る改修費補助金 3 8 2 万 8, 0 0 0 円、国庫負担金等精算償還金 6 万 1, 0 0 0 円、及び介護保険事業特別会計への繰出金 3 9 万 5, 0 0 0 円です。

予算書は 1 6 ページになります。

目 5 後期高齢者医療費の 2, 8 0 0 万 1, 0 0 0 円は、令和 3 年度後期高齢者医療

市町村医療給付費負担金の確定に伴う過年度精算金です。

項2目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の112万円は、保育所等における電力・ガス等の高騰対策に係る負担軽減のため、基準額の2分の1を支援するものです。

目2児童措置費の954万1,000円は、保育所等整備事業を活用し、施設整備を実施している事業者への建設資材価格高騰対策支援金です。

予算書は17ページになります。

款4衛生費です。項1目6生活排水対策事業費の262万8,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

予算書は18ページになります。

款5農林水産業費です。項1目3農業振興費の139万9,000円は、新型コロナウイルスの影響により、緊急支援資金を借り入れた農業者への利子補給補助金、補助9,000円と、保証料補助4,000円、及び水田台帳データを農林水産省共通申請サービスへ移行するための補助金138万6,000円です。

目9中山間地域総合整備事業費の1,672万9,000円は、換地委員報酬3万円、芦北東部地区の農業集積促進事業計画作成に係る業務委託料246万4,000円、及び県の事業箇所見直しに伴う負担金の増額1,423万5,000円です。

目13豪雨災害対策費の1万8,000円は、令和2年7月豪雨により被災し、豪雨被害対策資金を借り入れた農業者への補償料補助金です。

予算書は19ページになります。

項2目2林業振興費の2,245万7,000円は、地域優良賃貸住宅建設に町有林を活用するための建設用材等管理手数料175万円、及び町有林施業委託料1,739万1,000円と、木造住宅建設支援事業補助金331万6,000円は、申請状況に伴う増額でございます。

項3目2水産業振興費の170万円は、漁業者への漁船用燃料費の価格高騰に係る負担軽減のための補助金です。

目3漁港建設費の330万円は、田浦漁港防波堤PC盤及びアンカーチェーン修繕料です。

予算書は20ページになります。

款6商工費です。項1目2商工業振興費の6,523万円は、第2弾となる町内店舗におけるキャッシュレス決済の利用促進と、消費意欲増進を図るためのキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料4,000万円と、町内商工業者における電力・ガス等の高騰対策に係る負担軽減のための支援金2,523万円です。

目3観光費の112万円は、町有温泉事業特別会計への繰出金です。

予算書は21ページになります。

款7土木費です。項3目3水防対策費の607万6,000円は、芦北第1ポンプ場の修繕料207万6,000円と、排水路の浚渫に伴う建設機械等借上料400万円です。

予算書は22ページになります。

項4目1港湾管理費の2万1,000円は、県事業費増加に伴う負担金の増額です。

予算書は23ページになります。

項6目3豪雨災害対策費は財源組替となっています。

款9教育費です。項1目2事務局費、節27繰出金の432万円は、奨学資金貸付事業特別会計への繰出金です。

予算書は24ページになります。

項2目1学校管理費の66万円は、佐敷小学校の飛沫感染防止用カーテン購入費です。

予算書は25ページになります。

項5目2体育施設費、節14工事請負費の1,289万2,000円の減額は、町民総合センター改修事業完了に伴う執行残によるものです。

予算書は26ページになります。

款10災害復旧費です。項1目1農地災害復旧費の1,720万円は、令和2年7月豪雨災害復旧工事の進捗に伴う機械借上料の増額です。

目2農業用施設災害復旧費の3,800万円と、目3林業用施設災害復旧費の6,850万円は、令和2年7月豪雨災害復旧事業に係る工事請負費の増額です。

予算書は27ページになります。

項2目1公共土木施設災害復旧費の4,268万6,000円は、令和4年豪雨災害に伴う、岩屋川内内木場線及び漆川内川の復旧工事に係る工事請負費、土地購入費等です。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

予算書は10ページになります。

款12分担金及び負担金です。項1目1農林水産業費分担金の474万4,000円は、中山間地域総合整備事業に係る受益者負担金です。

款14国庫支出金です。項1目3災害復旧費国庫負担金の2,667万6,000円は、令和4年豪雨災害復旧に係る公共土木施設災害復旧費負担金です。項2目1総務費国庫補助金の8,248万1,000円は、各種感染症対策に充当しています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,201万1,000円、及び

マイナポイント関連事務補助補助金の４７万円です。

目６土木費国庫補助金の８，６３６万７，０００円の減額は、災害公営住宅整備事業に係る補助対象経費の確定に伴うものです。

款１５県支出金です。項２目１総務費県補助金の３６６万７，０００円は、芦北町住まい支援事業に対する球磨川流域復興基金です。

目２民生費県補助金の４３８万８，０００円は、介護基盤緊急整備に係る補助金等です。

目４農林水産業費県補助金の１４０万円は、水田台帳データを農林水産省共通申請サービスへ移行するための補助金１３８万６，０００円などです。

予算書は１０ページから１１ページにわたります。

目９災害復旧費県補助金の１億３５３万２，０００円は、令和２年７月豪雨災害に係る農業用施設災害復旧及び林業用施設災害復旧に対する補助金です。

項３目１総務費委託金の４８３万６，０００円は、県議会議員選挙に係る委託金です。

目４農林水産業費委託金の２万９，０００円は、中山間地域総合整備事業に係る換地業務委託金です。

款１８繰入金です。項２目１１森林経営管理事業基金繰入金の１，９１４万１，０００円は、地域優良賃貸住宅建設事業に充当するものです。

款１９繰越金は、最後に説明いたします。

款２１町債です。項１目４農林水産業債の９３０万円は、中山間地域総合整備事業に係るものです。

目６土木債の８，６４０万円は、災害公営住宅整備事業に係るものです。

目８教育債の８００万円の減額は、町民総合センター改修事業に係るものです。

目９災害復旧債の２，６３０万円は、令和２年７月豪雨災害に係る農林水産施設の災害復旧に係る１，０７０万円と、令和４年豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧に係る１，５６０万円です。

最後に、款１９繰越金です。歳入歳出不足額の２，４８９万８，０００円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は６ページになります。

第２表債務負担行為について、説明申し上げます。給食センターの調理に係る学校給食調理業務委託料、限度額１億３，３４０万１，０００円を追加し、新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給補助金（農業）は期間の延長及び限度額を４２万円に、新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料補助金（農業）は限度額を２０万６，０００円に、令和２年７月豪雨被害緊急支援資金保証料補助金（農業）は

期間の延長及び限度額を19万6,000円に補正するものです。

予算書は7ページになります。

第3表地方債補正について、御説明申し上げます。農業用施設災害復旧事業債は20万円、林業用施設災害復旧事業債は240万円を追加し、農業振興事業は930万円増額し2,640万円に、公営住宅整備事業は8,640万円増額し6億7,090万円に、体育施設整備事業は800万円減額し3億4,180万円に、農業災害復旧事業は810万円増額し3,610万円に、公共土木施設災害復旧事業は1,560万円増額し1億円に変更するものでございます。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、28ページから30ページに給与費明細書を、31ページに債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、32ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本修一議員。

○12番（寺本修一君） 1点、お伺いいたします。

歳入のマイナポイント事業費補助金、歳出の12ページ、会計年度任用職員報酬で予算が計上されておりますが、これに関連してお伺いをいたします。

12月末までマイナポイントが新規で2万ポイント付与されるわけですが、本町のマイナカードの取得普及率は、私はマイナポイントが2万円されておりますので、普及率は半分ぐらいいっているのかなと思っておりますが、実績はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 11月30日現在でございますが、令和4年1月1日現在の人口比に対しまして、現在のところ、49.64%となっております。

○議長（宮内道則君） 寺本修一議員。

○12番（寺本修一君） 49.64%というようなことで、かなり実績が上がっているようで、担当課の奮闘、努力を高く評価するわけですが、先般、上京しました折、国がですね、デジタル庁を作りましたけれども、市区町村のこのマイナカードの普及につきましては、大変注視しているようでございます。そういうことで、現況はどこが中心になって取り組んでおられるのか、説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） マイナンバーの取得率向上につきましては、住民生活課のほうで担当しておりまして、最近にあってはこちらから各地区とか事業所に

出向いていく出張受付なんかも行って取り組んでいるところでございます。

○議長（宮内道則君） 寺本修一議員。

○12番（寺本修一君） 担当課におかれましては、大変、先ほども言いましたように、努力されているようでございますが、国が大変注視をいたしておりますし、積極的に推進をいたしておりますので、早めに高率になるようにですね、私は全庁的に総務課を中心に組み込んで、早い段階で大半が取得するような努力が必要じゃないかと思いますが、効率化に向けまして努力をお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） マイナンバーカードにつきましては、特に御高齢の方々ですね、周知をやはり力を入れなければいけないということで、ただいま課長が申しましたように、こちらからですね、出前の説明、そしてまたお手伝いをするということで、普及率を上げていきたいというふうに思っております。今後ともですね、速やかにこれが行き渡るように努力をしてみたいと思います。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんでしょうか。川尻君。

○11番（川尻成美君） 6ページの第2表の債務負担行為と債務負担行為の補正がありますけども、契約の相手というのが発生するわけですけども、どこと契約するんだろうかなと。下のほうは農業と書いてありますが、個人ですか、それともJAでしょうか。1点です。

そして、20ページの商工振興費の中で、国の補助金のほうで負担金補助金が2,523万円、原油価格物価高騰の補助事業の支援事業がありますけども、どういう分配をされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

農業のほうの債務負担行為の補正につきましては、借入金の個人の方、コロナウイルスのほうは個人の方1名の新規の借入れがございました。その分に対しましての利子補給と保証料の補助金でございます。

それから、災害のほうにつきましては、新たに個人で2名の方の借入金の御希望がございましたので、この方に対しまして保証料の補助金でございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えいたします。

原油物価価格高騰の影響を受けている町内の商工事業者に対し、年間売上1,000万円以下の事業者は3万円、1,000万円から5,000万円未満の事業者は

5万円、5,000万円以上の事業者に10万円を支給するものでございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 件数を、何件、何件。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 現在、法人・個人事業者あわせて、約400件を見込んでおります。事業対象外として、医療法人とか宗教法人、金融、郵便、不動産、そういったものは除く400業者でございます。

○議長（宮内道則君） それでは、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第7 議案第51号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第7、議案第51号「令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第51号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ297万8,000円を追加し、総額を34億2,596万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1総務管理費、項1総務管理費、目1一般管理費の251万9,000円、及び項2徴税費、目1賦課徴収費の45万9,000円は、職員の異動等に伴う職員給与等の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の297万8,000円

は、職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金です。

なお、予算書 8 ページから 10 ページに給与費明細書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 51 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 8 議案第 52 号 令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 8、議案第 52 号「令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第 52 号、令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 710 万 7,000 円を追加し、総額を 24 億 5,766 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は 7 ページになります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の 39 万 5,000 円は、職員の異動等に伴う職員給与費等の補正でございます。

款 2 保険給付費、項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費の 671 万円は、実績見込みの増に伴います補正でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金の 2,000 円は、実績に伴います国庫負担金と精算償還金でございます。

次に、歳入につきまして 6 ページになります。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金の 39 万 5,000

0円は、職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金です。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金の671万2,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第9 議案第53号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第9、議案第53号「令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第53号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ262万8,000円を追加し、総額を4億2,461万2,000円とするものでございます。

補正の内容について、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水事業総務費の6万6,000円は、給与改定に伴う職員給与費等の補正です。

項2農業集落排水施設管理費、目2芦北地区農業集落排水施設管理費の256万2,000円は、燃料価格の高騰に伴う電気料の補正でございます。

次に、歳入については6ページになります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の262万8,000円は、

一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

なお、予算書８ページから１０ページに給与費明細書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１０ 議案第５４号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（宮内道則君） 日程第１０、議案第５４号「令和４年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第５４号、令和４年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ１１２万円を追加し、総額を１億３，４６７万４，０００円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は７ページになります。

款１温泉運営費、項１運営費、目２温泉観光センター運営費の７万７，０００円は、職員の異動等に伴う期末勤勉手当等の補正です。

目４大野温泉センター運営費の１０４万３，０００円は、大野温泉センター売店の空調機が故障したことに伴う備品購入費です。

次に、歳入につきましては６ページになります。

款３繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金の１１２万円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

なお、予算書８ページから１０ページに給与費明細書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第11 議案第55号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第55号「令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 議案第55号、令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ432万円を追加し、総額を3,142万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款3臨時奨学資金給付金、項1臨時奨学資金給付金、目1臨時奨学資金給付金の432万円は、奨学資金貸与者36名への物価高騰に対する生活支援として、月1万円の給付金を支給するものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金の432万円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５５号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１２ 議案第５６号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１３ 議案第５７号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１４ 議案第５８号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第１２、議案第５６号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第１４、議案第５８号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第５６号から議案第５８号までは、関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第５６号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料を平均０．３％増、ボーナスを０．１月増とし、再任用職員及び特定任期付職員のボーナスについては０．０５月の増額改定を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することとし、給料については令和４年４月１日に遡及して適用するものです。

また、令和４年１２月に支給する勤勉手当については、職員は１００分の１０５、

再任用職員は１００分の５０とし、任期付職員の期末手当については１００分の１６７．５とする特例措置を規定しております。

議案第５７号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第５８号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせて、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、０．０５月の増額改定を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することとし、令和４年１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の１６７．５とする特例措置を規定しております。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第１２、議案第５６号から日程第１４、議案第５８号までを順次討論を行い、採決します。

日程第１２、議案第５６号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決しました。

日程第１３、議案第５７号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決しました。

日程第１４、議案第５８号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５８号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１５ 議案第５９号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第１５、議案第５９号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第５９号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正等が必要となる条例を一括して制定するものです。

先の全員協議会において詳細の説明を行いましたが、議案により、主な点のみ御説明をいたします。

まず、１ページの第１条の芦北町職員の定年等に関する条例の一部改正は、現行６０歳としている定年年齢を令和５年度に１歳引き上げた後、２年ごとに１歳ずつ引き上げ、令和１３年度に６５歳とするもの、また管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制について規定をしてございます。

次に、７ページの第６条でございます。芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、６１歳となる年度以降の給料を６０歳時の７割水準とすることについて規定をしてございます。

最後に、１０ページ、第１２条の芦北町職員の再任用に関する条例の廃止は、定年引上げにより現行の再任用制度が廃止されることから、条例を廃止するものです。

附則として、この条例は令和５年４月１日から施行することとし、その他定年延長や再任用等に関する各条例の経過措置を規定しております。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第16 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第60号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第60号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟しております熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで脱退するため、規約の一部を改正するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書 配付〕

○議長（宮内道則君） 同意3号、4号の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第17 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第18 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第17、同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」及び日程第18、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字八幡193番地3、氏名、吉田典博。

この件につきましては、令和4年12月8日に任期満了となるものでございまして、教育委員の任命につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出します。

吉田典博氏は、平成26年12月から芦北町教育委員として現在2期目で、現職として御活躍いただいております。教育に関する高い識見を有し、地域社会においても幅広い信頼を得ておられることから、引き続き任命したいので、ここに議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第4号について、御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字大野410番地、氏名、徳尾里美。

この件につきましては、令和4年12月10日に任期満了となるものでございまして。

提案理由につきましては、前号と同じであります。

徳尾里美氏は、平成30年12月から芦北町教育委員に任命され、現在1期目で、現職として御活躍いただいております。氏の保護者としての考え方、視点が今後の教育行政の発展・向上につながることを期待されることから、引き続き任命したいので、ここに議会の同意を求めるものでございます。

以上、2名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第17、同意第3号及び日程第18、同意第4号を順次討論を行い、採決します。

日程第17、同意第3号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18、同意第4号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書 配付〕

○議長（宮内道則君） 同意5号の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第 19 同意第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第 19、同意第 5 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字女島 5 2 3 番地 5、氏名、井川良一。

この件につきましては、令和 4 年 1 2 月 1 0 日に任期満了となりますので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を得るものであります。

井川良一氏は、芦北町の職員として昭和 49 年 7 月から平成 23 年 3 月まで、36 年 9 カ月奉職され、町政発展に貢献されました。また、平成 30 年 1 2 月から学識権権者代表の監査委員として御尽力いただいております、現在 1 期目でございます。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、行政運営等に関し優れた識見を有することから、引き続き監査委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第 5 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 5 号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書 配付〕

○議長（宮内道則君） 同意 6 号、7 号、8 号の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第 2 0 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 1 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 2 同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第 2 0、同意第 6 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第 2 2、同意第 8 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 8 2 2 番地、氏名、石井忠也。

この件につきましては、令和 5 年 2 月 1 0 日に任期満了となるものでございまして、固定資産評価審査委員会委員の選任は地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要があるもので、本案を提出するものであります。

石井忠也氏は、旧芦北町の平成 9 年 4 月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、固定資産に関して高い知識と豊富な経験を有しておられることから、引き続き委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第 7 号について、御説明を申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦 1 3 5 2 番地 1、氏名、野口博司。

提案理由は、前号と同じであります。

野口博司氏でございますが、平成 2 9 年 2 月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております、行政経験も豊富であり、地域社会においても幅広い信頼を得ておられますことから、引き続き委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第 8 号について、御説明を申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字宮崎 1 7 5 番地 1、氏名、藤井哲郎。

提案理由は、前号と同じであります。

藤井哲郎氏は、芦北町の職員として昭和５８年４月から平成２９年３月の退職まで３４年間奉職され、その間、生涯学習課長、農林水産課長等を歴任されました。豊富な行政経験と知識をお持ちであることから、委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

以上、３名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第２０、同意第６号から日程第２２、同意第８号までを順次討論を行い、採決します。

日程第２０、同意第６号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第６号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２１、同意第７号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第７号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２２、同意第８号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第８号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意する

ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案書 配付]

○議長（宮内道則君） 諮問2号、3号、4号の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第23 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第24 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第25 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第23、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第25、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦3125番地1、氏名、大塚雄二。

この件につきましては、令和5年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。大塚雄二氏であります。平成29年4月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在2期目でございます。

委員として、人権相談や人権問題の解決に積極的に取り組まれており、引き続き推薦したいので、ここに議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第3号について、御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字計石1284番地8、氏名、藤井優一。

提案理由は、前号と同じであります。

藤井優一氏でございますが、令和2年4月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在1期目でございます。

委員として、人権相談や啓発活動に積極的に取り組まれており、引き続き推薦し

たいので、ここに議会の意見を求めるものであります。

続きまして、諮問第４号について、御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡４８番地２、氏名、立岩登紀子。

立岩登紀子氏でございますが、芦北町の職員として、昭和５９年７月から令和３年３月の退職まで３６年９カ月間奉職され、その間、福祉課社会福祉係長等を歴任されました。その豊富な経験と温厚な人柄は、町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものであります。

以上、３名でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第２３、諮問第２号から日程第２５、諮問第４号までを順次討論を行い、採決します。

日程第２３、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第２号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第２号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第２４、諮問第３号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第３号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第３号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第２５、諮問第４号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時15分

令和4年第6回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月9日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 議案第61号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

第2 一般質問

（一括議題＝日程第3から日程第6まで）

第3 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 川 尻 成 美 君

13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君 総 務 課 長 松 本 俊 造 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君 税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

住民生活課長 長 崎 十三男 君 福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

健康増進課長 田 中 公 広 君 農 林 水 産 課 長 梶 浩 之 君

商工観光課長 釜 辰 信 君 建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長 平 田 秀 臣 君 教 育 課 長 田 代 忍 君

スポーツ・文化振興課長 内 田 照 也 君 コミュニティセンター課長 志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

令和４年第６回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 令和２年７月豪雨災害における災害廃棄物の処分等について	① 災害廃棄物の処分はどのような体制のもとに行われたのか。 ② 災害廃棄物の処分の結果はどうだったのか。 ③ 災害廃棄物処分における問題点や今後の課題は何か。	町長及び 担当課長
		2 有害鳥獣による被害対策の強化について	① 有害鳥獣被害の現状はどう把握しているのか。また、その被害の現状をどう認識しているのか。 ② 有害鳥獣駆除の体制はどうなっているのか。 ③ 有害鳥獣の被害に対する今後の対策はどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		3 安全・安心、地産地消の視点からみた学校給食の在り方について	① 学校給食センターの運営の現状はどうなっているのか。 ② 「安心・安全」な給食についてどのような取組を行っているのか。 ③ 「地産地消」についてどのような取組を行っているのか。	教育長及び 担当課長
2	百田翔吾	1 町職員の働く環境について	① 職員の男女比率はどうなっているのか。 ② 有給休暇、育児休暇等の取得状況はどうなっているのか。 ③ 職員のメンタルヘルス及び休職職員に対する復職支援はどうなっているのか。	町長及び 担当課長
		2 小・中学校の新型コロナ	① 小・中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策	教育長及び 担当課長

		ウイルス感染症予防対策及び校則について	は、現在どうなっているのか。 ② 小・中学校の校則は、児童生徒及び保護者の意見は反映されているのか。	
3	川尻成美	1 長引くコロナ禍における物価高への対応について	新型コロナウイルス感染症は、収束の見通が立たず、さらに今後は、インフルエンザとの同時流行が懸念されている。このような状況の中、ロシアのウクライナ侵攻等による燃料・資源価格の高騰及び円安による輸入コスト増などが主な理由とされている物価高も続いており、景気の減速とともに、町民の生活も厳しくなっていると思われる。 現在、芦北町は令和2年7月豪雨災害の復旧・復興の早期実現に向けて全力で取り組んでおり、財政運営も厳しい状況が続いているものと理解しているが、コロナ禍における物価高への対策として、 ① 住民税非課税世帯などに国が支給する5万円（価格高騰緊急支援給付事業）とは別に、住民税非課税世帯などを対象とした芦北町独自の支援を行う考えはないか。 ② 商工業者及び農林水産業者に芦北町独自の支援を行う考えはないか。	町長及び担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 議案第61号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮内道則君） 日程第1、議案第61号「令和4年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第61号、令和4年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ112万円を追加し、総額を14億6,152万1,000円とするものです。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は7ページをお開きください。

款3民生費です。目1児童福祉総務費の112万円は、12月6日に議決いただきました保育所等電力ガス等高騰対策支援金の補助率拡充に伴う増額補正です。当初は、基準額に対して県が4分の1、町が4分の1で、合わせて2分の1を補助することとしておりましたが、議案第50号、一般会計補正予算（第5号）編成後に、熊本県から県の補助率を基準額の4分の1から2分の1へ拡充する旨の連絡を受けたことに伴い、追加するものでございます。今回の補正で、事業者負担はなくなります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は6ページになります。

財源として、款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び款15県支出金、目2民生費県補助金の保育所等電力ガス等高騰対策事業補助金を充当することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第2 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第2、一般質問を行います。

質問通告者は3名です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。

楠原でございます。議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

さて、私は令和2年12月の補欠選挙で当選をさせていただきましたが、それからもう丸2年となりました。その間、先輩議員の皆様や町長、副町長、教育長をはじめとする執行部の皆様、また町民の皆様から多くの御指導やお励ましの言葉をいただきました。出る杭は打たれると申しますが、私の場合、そんなことは一つもなく、そどがましくて馬鹿笑いばかりしている私を、皆さんやさしく見守っていただき、なおかつ、やりたいことをやらせていただきました。ここに深く感謝を申し上げます。

私は、議会と執行部と町民が「協働」、すなわち同じ目的のために対等の立場で協力して、共に働くという意味の協力の「協」と、労働の「働」の、この「協働」でございますが、この精神によって強く結びつき、まちづくりをアグレッシブに行っていくことこそ、私の理想とする地方自治の形であると考えているものです。何はともあれ、これからの一般質問におきましても、今日も含めて建設的な質疑となるよう精進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、質問に入ります。令和2年7月豪雨災害においては、大量の災害廃棄物が発生いたしました。特に全壊や大規模半壊、半壊以上となった被災建物は程度の差

こそあれ、その建物の全部、あるいは比較的軽微な1階部分床上浸水家屋の場合でも1階部分の畳や家具、電化製品など、ほとんど全ての家財がことごとく使用不能となり、一夜にして災害廃棄物となったわけであります。

発災当初は、人命救助やインフラ復旧、土砂撤去等が最優先でありましたが、それと同様に災害廃棄物の早期撤去とその処分が求められていたわけであります。被災地の空地の隅には、日に日に廃棄物がどんどん積み上げられていきました。これらを早く片付けてしまわないと、復旧に重大な支障が出ることは火を見るよりも明らかだったわけですし、膨大な災害廃棄物を前にして、町長や当時の担当課長、担当職員は相当な御苦労もあったかと思います。本日は、そのような当時を振り返り、大規模災害時における災害廃棄物の処分の実際と、その適正処理等について検証し、少しでも今後の対策に結び付けばとの思いから質問させてもらうものです。

そこで、まず通告書1、令和2年7月豪雨災害における災害廃棄物の処分等について質問します。①災害廃棄物の処分はどのような体制のもとに行われたのか。②災害廃棄物の処分の結果はどうだったのか。③災害廃棄物処分における問題点や今後の課題は何か、この3点について質問させていただきます。

次の質問に移ります。最近、住民の皆さんからの相談が相次いでいるのが、シカを筆頭とした増えすぎた有害鳥獣をどうにかしてくれというものです。つまり、その数を減らしてくれという強い要望でございます。特にシカは、ただ今現在においても、どうやら想像を超える勢いで、どんどん生息頭数が増えておるようであり、住民からは冗談ぬきで、あと5年、10年もすれば、芦北はシカだらけになってしまうという嘆き節が聞こえるほどに危機感が高まっておるのが現状なのであります。私は、このような多数の個別の相談に直接対応してきてまいりましたが、これは相当皆さんストレスが溜まっておる、喫緊の緊急対策が必要なのではと強く感じるようになりました。そして、一般質問にも取り上げようと思いましたが、これはやはり一質問する前に、主管課がある農林水産課はもとより、農協や森林組合や警察などに事前にその実態などお聞きして、さらに理解を深めねばならないとの思いから、それぞれに出向き意見交換をさせていただきました。そして、農協組合長との面談では、「農家や農業にとっては死活問題です。」という返答をいただきましたし、森林組合からは「ヒノキの被害がひどい。」というようなことも伺いました。また、芦北警察署の交通係を訪ねてみましたが、「本年1月1日から10月31日までの芦北管内の車両物件事故は187件、そのうち有害鳥獣のシカ被害が14件、イノシシ被害1件、計15件」という回答をいただきました。付け加えますと、警察署員の方もですね、車を運転中に被害に遭ったということです。実に車両物件事故の8%はシカ、イノシシによるものということが分かりました。

このように、有害鳥獣による被害というものは、実は農作物に限らず、交通安全上も大変な社会問題となっているわけで、農林業従事者に限らず、一般住民の不安も募るばかりとなっているのが現状であります。本件関連質問につきましては、令和3年12月議会において、坂本議員がですね、シカ及びイノシシの被害対策についてと題した詳しい質問をしておられ、会議録も改めて読ませていただきましたが、事態はさらに悪化しているようでございますので、今一度改めて質問をさせていただこうと思った次第です。

そこで、通告書2、有害鳥獣による被害対策の強化について、お尋ねします。①有害鳥獣の被害はどう把握しているのか。また、その被害の現状をどう認識しているのか。②有害鳥獣駆除の体制はどうなっているのか。③有害鳥獣の被害に対する今後の対策はどのように考えているのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

次の質問に入ります。私は、本年11月30日にある講演会に誘われて聴講してきました。それは、「未来の日本を担う子どもたち、孫たちのために、安全で安心な食を残すための講演会」というものでした。場所は、女島活力推進センターでした。主催は、「食と農を考える会」という団体で、ビストロパザパの平井さんが代表を努められている団体だったわけです。こういう団体があることは、このとき初めて知りました。民間の地元の任意団体がここまで企画して実行する、その行動力と高い問題意識に感心したのであります。

講師は東京大学教授の鈴木宣弘さん、演題は「自分たちの力で自分たちの食と農と暮らしを守る」でした。私は、本年6月議会において、国が定めたみどりの食料システム戦略と本町農政の方向性等について一般質問をさせていただきましたが、このとき以来、「食と農」については私の大きな政治課題としているわけでありまして。そして、あのとき町長の答弁では、食や農を考えるときの根本は食料安全保障であるのに、国はまだまだその認識が甘いということをやや憤慨されて申されました。私も即座に賛同したわけでありましたが、本講演会ではまさにその食料安全保障を頂点として、「みどりの食料システム戦略」などを踏まえ、地域でどのように取り組んでいったらよいのかなどのお話だったわけです。学校給食には、そのような大きな背景もあるわけでございます。もちろん、学校給食は学校給食法に則って食育の推進を図る観点から、子どもたちの健康増進等、定められた学校給食の目標を達成すべく実施されております。

今回は、いろいろな視点や背景も絡めて質問させていただきますが、答弁は当然、教育委員会の所管する範囲内での答弁で結構でございます。なお、本質問につきましても、令和3年3月議会において、林田議員が類似の食育の観点から詳しい質疑

をされておりまして、これも会議録で精読させていただいた上での今回の質問であることを申し添えます。

そこで、通告書3、安全・安心、地産地消の視点から見た学校給食の在り方についてお尋ねします。①学校給食センターの運営の現状はどうなっているのか。②安全・安心な給食について、どのような取組を行っているのか。③地産地消についてどのような取組を行っているのか、この3点についてお尋ねします。

以上、通告書1から3までの質問に対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わります。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1につきましては、令和2年7月豪雨において未曾有の被害を受け、御承知のとおり、大量の災害廃棄物が発生いたしました。この混乱の中に、熊本県をはじめ、県内の多くの自治体や廃棄物処理関係団体等からの御支援をいただき、早期に回収処理体制を構築いたしました。当初は、仮置場内の混乱や周辺道路の渋滞など、さまざまな問題が発生し、対応に当たる職員も大変な苦勞がありましたが、被災者最優先のもと、徐々に効率的な仮置場の運営とスムーズな体制を整えることができました。

発災後、7月16日に松ヶ崎仮置場を視察された当時の小泉環境大臣からも、「分別が細かく徹底され、導線も時間短縮を考えたものである。」との大変高い評価をいただいたところであります。このような取組の結果、災害廃棄物の処理については、本年3月をもって全て終了いたしました。改めて御支援いただきました全ての皆様に感謝を申し上げます。

次に、質問の主題2の有害鳥獣による被害対策の強化につきましては、農林業の振興を図る上において、大変重要な課題であると認識しております。この件については、全国共通の課題でありまして、抜本的な決め手がないのが実情であります。捕獲頭数は年々増加しておりますが、今後も引き続き、被害防止につながるあらゆる手段の検討を行いまして、対策の強化を図るよう担当課に指示をいたしております。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題3の①について、お答えします。

現在の学校給食センターは、平成23年度に竣工し、それまで田浦給食センター

と佐敷給食センターの２カ所で運営してきた業務を、平成２４年度から統合し、町内小中学校８校の児童生徒、教職員のほか、芦北支援学校と芦北支援学校佐敷分教室を含め、約１，２００人分の給食を提供しております。

運営体制は、所長以下職員２名、会計年度任用職員１名及び県の栄養士２名のほか、調理業務については令和４年度から民間業者に業務委託し、調理を行っています。子どもたちの健やかな成長のため、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供しているところでございます。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 質問の主題１の①について、お答えいたします。

災害廃棄物の処分の体制につきましては、発災翌日の７月５日に、計石、大野、清掃センター田浦事業所の３カ所に仮置場を設置、それぞれに町職員複数名を配置し、廃棄物の受入を開始しました。しかし、想定を大幅に上回る廃棄物が持ち込まれ、仮置場が受入不能になる状態となり、７月８日に湯浦、松ヶ崎、２カ所の仮置場を新たに追加し、対応を行いました。この時期から、県内各市町村の人的支援を受けております。

仮置場の運営に当たった職員は、連日の炎天下の中、時には昼食も取れない日や、持ち込み終了後も夜遅くまで大量の廃棄物整理が続く日もありました。また、受入当初は、廃棄物の分別に対してさまざまな苦言等もありましたが、根気強く呼びかけを行い、徐々に分別が徹底されるようになり、最終的には環境省からも高い評価をいただき、効率的な仮置場の運営とスムーズな回収体制となりました。

一方、災害廃棄物収集・運搬・処理体制については、平成２１年５月に熊本県と社団法人熊本県産業資源循環協会が締結した、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき、７月５日に熊本県へ支援要請を行い、７月７日には仮置場の管理運営委託を３業者と契約、さらに７月９日に各地区で排出された災害廃棄物を収集・運搬する業務を関係団体と契約し、災害廃棄物を早期に処分する体制を整えました。最終的に、災害廃棄物は各仮置場において、可燃ごみや木くず、瓦など、３３種に分別し、中間処理施設や最終処分場に運搬した後、適正に処分いたしました。

次に、②について、お答えいたします。災害で発生した片付けごみ、公費解体、自費解体の廃棄物を合わせますと、全体で４万２，２０６ｔの処分を行いました。これは令和３年度の町の一般廃棄物年間総処理量３，３４６ｔの１２．６年分に相当する量となります。主なものを申し上げますと、コンクリート殻、ブロックなど２万３０４ｔ、木くず６，６００ｔ、畳７９２ｔとなっております。また、総事業費は２６億３，９００万円を要しております。

次に、③について、お答えいたします。高齢者等の世帯においては、仮置場までの運搬が困難な状況であることから、家の前の道路沿いや各地区で申し合わせた一時的な仮置場に集積していただきましたが、件数が多く、収集にはかなりの時間を要しております。今後、各地区において、空地等を利用した地区内の仮置場を選定していただき、各地区と町が情報共有を図り、スムーズな収集につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

有害鳥獣による被害の現状については、JAや農業共済組合からの報告、熊本県による調査により把握しております。令和3年度の農作物の被害につきましては、被害面積15.84ha、被害額1,573万6,000円となっております。

森林の被害につきましては、被害面積139.83haで、人工林面積の1.2%となっております。被害の現状は、農林業者の経済的損失のみならず、事業意欲の減退につながる深刻な事態であると認識しております。

次に、②について、お答えします。有害鳥獣駆除の体制につきましては、年間を通じて猟友会と連携した、猟銃と罠による駆除を実施しており、地域から駆除の要請があった場合、随時捕獲できる体制を整えております。また、昨年度より地域おこし協力隊1名を配置しており、自ら狩猟免許を取得し、駆除や緊急の捕獲、ICTを活用した実証、猟友会の運営支援や有害鳥獣についての理解を深めてもらうための啓発活動を行うなど、多岐にわたり取り組んでおります。

次に、③について、お答えします。有害鳥獣の被害対策については、現在、捕獲と防護の観点から、各施策を実施しております。捕獲については、県の鳥獣被害防止対策事業を活用した、イノシシ、シカ7,000円の補助に加え、町の上乗せ補助として、イノシシ、シカともに5,000円の補助を行っております。また、新規免許取得や箱罠購入及び括り罠の貸与などの支援も行っております。防護につきましては、防護柵の設置に係る経費の2分の1を補助しております。

今後の対策につきましては、予算の関係もありますが、猟友会及び猟友会を含む芦北町有害鳥獣防止対策協議会と連携を密にし、捕獲・防護両面から強化してまいります。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 質問の主題3の②について、お答えいたします。

給食センター施設は、国が定める「学校給食衛生管理基準」に則った施設で、調理場内はフルドライ方式となっており、施設内の温度管理や空気中の細菌を紫外線

で除去する機器を設置するなど、衛生管理に優れた施設になっています。

調理工程においては、異物混入防止のための検査や監視を厳重に行うとともに、職員や調理員においては、毎月の衛生検査や研修などを通じて安全管理に努めています。また、アレルギー食専用の調理室を設けているほか、作業区分などの動線管理により、材料やメニューの混同を防ぐなど、安全対策を徹底し、子どもたちに安全で安心な給食が提供できるよう努めているところです。

次に、③について、お答えいたします。地産地消の取組として、米や旬の食材などを中心に、地元生産者などから購入し、地産地消に努めています。学校においては、献立表や給食だよりでの周知を図っております。また、栄養士による各学校での「食に関する指導」とあわせて、地産地消についても学習しており、子どもたちが地元の食材や特産物を知ること、郷土愛を育む教育の一つになっています。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 通告書1の答弁に対し、再質問を行います。

住民生活課長にお尋ねします。被災地の道路脇等に自然発生した一時仮置場については、どのような取り扱いをしましたか。お願いします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 発災後、町内各地の道路脇等に災害廃棄物が置かれていましたが、熊本市や熊本県清掃事業協同組合などの支援を得て、全て廃棄物を回収いたしました。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 分かりました。

また、災害ごみについては、途中から分別して出すよう対応が変更になり、被災住民の一部からはですね、こんなときに分別などという手間暇かかることをなぜされるのかという不満の声がありました。あのとき、なぜ被災者に分別を要請したのか、分別が必要だったのか、その理由を改めて教えてください。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 災害廃棄物は、分別し、最終的に処理施設へと排出いたしますが、仮置場への持ち込み時点で分別ができていますと、何よりも早期に処分することが可能であり、また仮置場のスペースも効率的に活用できます。また、費用の面でも抑えることが可能でございます。こういったことから、分別をお願いいたしましたが、本町は日頃から、ごみの分別を22種類に分けてお願いしておりますので、町民の御理解も早かったものと思われま。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、分別の種類などについて、もう少し詳しく説明してください。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 仮置場への持ち込み時には、木材、金属、廃プラスチック、リサイクル家電など、12種類に分けてお願いをいたしておりましたが、最終的処理施設への搬出には33種類に分けて運搬処分を行ったところであります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 最終的には、災害廃棄物はすっかり取り除かれたわけですが、その災害廃棄物はですね、結局どこへ運搬され、どのように処分されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 遠くは福岡県北九州をはじめといたしまして、九州管内の29カ所の処理施設へ運搬いたしました。処分について例を挙げますと、木くずであればチップ化し、燃料として再利用したり、また焼却処分、コンクリート殻などは選別・破碎し、一部は再生路盤などにされておるところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 災害廃棄物ですね、仮置場の受入締切日はいつだったのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 令和2年11月までは、全ての廃棄物を仮置場にて受け入れておりましたが、それ以後につきましては、要望、相談等に応じた形で許可証を発行いたしまして、令和3年11月30日まで継続して受け入れを行ったところであります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

被災者のですね、個別の復旧スピードというものは、本当にピンキリでございます。運よく早々に復旧した方もおれば、年末になってもまだ手付かずの方もおられました。特に商売をしている方はですね、自宅を後回しにしても、商店復旧のほうを最優先した結果、災害廃棄物の撤去・運搬が大きく遅れたという方もおられましたので、仮置場受入締切についてはですね、今後そのピンキリのキリのほうに合わせて、できるだけ対応していただきたいと申し上げておきます。

質問を続けます。他の自治体からの支援はどのようなものだったのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 熊本県内の市町村から、仮置場の運営に延べ447人の人的支援をいただいております。また、熊本市や宮崎県日向市からは、それぞれパッカー車2台を持ち込んでいただき、廃棄物の回収に御協力をいただきました。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 本当に有難いことだと、改めて感謝したいと思います。

住民生活課長に対しては、最後の質問です。我が町の災害廃棄物処理はですね、ほかの被災自治体と比較してどうだったのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 他の自治体のとの比較でございますが、被災の状況や発生した災害廃棄物の量など、一概に比較するのは難しいと思いますが、芦北町の災害廃棄物処理については非常にスムーズであり、早期にかつ適切に完了したと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

災害廃棄物の撤去運搬処分業務は、本当に何から何まで大変だったと思います。通常のごみ収集では各家庭において事前にごみを分別して出すことをお願いするとともに、各ごみステーションは地元で管理をお任せする中で、その収集と処分については一般廃棄物の処分責任者である町で行ってるわけですが、大災害で発生した12.6年分という膨大な災害ごみについても、1日も早く、その処分を終わらせ、本格的な復旧に着手するという目的のためには、やはり住民協力がどうしても必要だったわけですね。これこそがまさに冒頭私が申しました協働なのだろうと思います。最終的には、33品目に分別しなければ、どんな処分場であろうが、受け入れてもらえないわけで、どこかで必ず分別しなければならなかったわけです。被災現場での分別と、仮置場でのさらなる分別によって、迅速に適正処分されたと理解します。

実は、私も被災者の一人として、途中から分別して出さなければならなくなりまして、少し戸惑った記憶がありますので、混乱を避けるためには、被災現場においては最初が自主分別するという作業協力が必要であるということ、平時からしっかりと町民に周知し理解を得ていくことは、次なる災害に備える観点から非常に大事なことであった次第です。

いずれにしても、大災害の復旧を成功させる大前提は協働の精神というものを根底に共有し、普段から信頼の絆を構築されているかどうかであろうと思う次第です。困難な現実を前にして、皆が秩序を保って協力し合う姿、これこそが真の日本人の姿であろうと思うわけです。

町長、この災害廃棄物の処分につきまして、本当に大変だったと思いますけれども、一言お願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今更ながらに思い出すわけでありますけれども、当時、職員よく頑張ったなど、今思い起こしておるところであります。

この12.6年分の大量のごみというのは、通常ベースでいくと足掛け13年かかるわけですが、それを短期にやり遂げたということは、少々誇大な表現になりますが、奇跡に近いというふうに私は評価をしております。

この災害ごみが発生いたしまして、その処理の体制を作る前に、道路がもう破壊されておりましたので、この道路、国道・県道・町道、あるいは地域に走る道がございますけれども、そういった啓開がまず第一でありまして、それが大前提で初めてごみは搬出が可能になるわけでありまして、そこも忘れてはならないと思っております。これには自衛隊の皆さん方を中心として、地元の建設業者の方々、昼夜を問わずですね、この道路をまず元に戻すのだと、通行可能にしていくんだというですね、この作業、大きな作業がありました。

それと、その作業が終わりまして、各家庭から災害ごみが道路脇に置かれます。あるいは庭とかですね、その他指定されたところに置かれますが、それにはですね、さっき答弁もありましたけども、パッカー車、ごみ収集車が必要になります。それと、運搬車も必要になります。それが圧倒的に足りなかったわけですね。そこで、私は直接、熊本市長に電話をいたしました。あの混乱の中でありましたけども、話ができまして、とにかく至急支援をしてほしいと、何でもやるから言ってくれということでありました。その前に既にもう飲料水は届いておりましたけれども、ごみ収集車が欲しいということで、分かったということで、パッカー車、運搬車、合わせて30台をですね、即座に送っていただきました。これがですね、大変な功を奏したわけでありまして、私はその後、落ち着いてから、担当課長と一緒に市長にはですね、直接御礼に伺ったところではありますが、その後も熊本市からは現在も職員を派遣して、災害復旧の手伝いをさせていただいておるところですが、そういうことで熊本市のみならず、県内、そしてまた県外の多くの自治体、ボランティアの皆さん方からお世話になったということをですね、申し添えておきたいと思います。

それと、分別につきましては、これはですね、県から来られた、元芦北地域振興局の局長の小牧局長が、もう県に帰っておられまして、災害発生直後にですね、芦北町に一番乗りをしてくれました。そして、いろんなアドバイスをいただいた。いわゆるリエゾンという制度がございまして、それで来ていただきました。県から3名、発災直後に来ていただきましたが、この道路啓開とですね、ごみの搬出、これ

についてはですね、直ちにやるべきというアドバイスをいただきました。そして、辛いだろうけども分別を呼びかけてくれと、この分別をしなかったばかりにですね、この災害ごみ処理に何年もかかった自治体がたくさんあると。だから、この分別だけは呼びかけてくれということでありました。そういうアドバイスもありまして、町民の皆さん方にですね、本当に理解いただきました。これは先ほどありましたけども、日頃からのですね、ごみの分別して出すというですね、これがもう本当に根付いておりまして、このことが今回のその分別の作業にですね、本当に役立った。それがやはり基本にあると思います。このことは当時の小泉環境大臣にもですね、何でこんなにスムーズにできたのかというお尋ねでございましたので、日頃、芦北町民の皆さん方が分別して環境対策にもですね、取り組んでいただいております、その表れであるということですね、大変高い評価もいただいたし、また感心もしていただいたわけございまして、そういう今議員がおっしゃる協働のですね、そういう気持ちのまさにこの成果として出たというふうに思っておるところであります。今後、こういうことがあってはなりませんけども、まさかのときに備えて、その精神風土だけはきちんと、やはり私は構築していくべきだというふうに思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

引き続き、通告書2の有害鳥獣による被害対策の強化について、再質問いたします。

農林水産課長にお尋ねします。狩猟免許取得者はそれぞれ何人いますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

現在、町内の狩猟免許取得者は195名いらっしゃいます。内訳は、罟免許のみ140名、銃免許のみ10名、両方お持ちの方が45名であります。なお、令和4年度新規取得者は、罟免許11名、銃免許2名となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、猟友会の組織の現状、例えば会員数などはどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 町内には5つの分会がございます。会員数は、現在135名となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 有害鳥獣捕獲許可の件数はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲許可につきましては、現在141名へ許可を行っております。許可の内訳としまして、罠のみ92名に、銃のみ10名、罠・銃両方39名となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

芦北町有害鳥獣防止等対策事業補助金交付要綱に基づく補助金交付の実績はどうなっていますか、お尋ねします。なお、直近3年間とプラス今年度も含めて、イノシシ、シカの捕獲頭数を教えてください。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

まず、補助金の交付実績でございますけれども、令和3年度で防護柵設置が85件、503万4,000円となっております。罠免許取得が5件の6万1,000円、捕獲が1,387頭に対し726万円となっております。

次に、捕獲頭数の実績でございますけれども、直近3年間の捕獲頭数につきましては、イノシシが令和元年度から699頭、774頭、726頭となっております。シカにつきましては、令和元年度から311頭、415頭、629頭となっております。先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、捕獲数は年々増加をしております。

また、今年度の状況でございますけれども、11月末現在で昨年度1年間の実績を上回る、イノシシ1,063頭、シカ832頭が捕獲されております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

この補助金ですけれども、現在、課税所得の対象になっておりましてですね、駆除の公共性に鑑み、非課税にならないか相談があっております。それで、先だって税務課にですね、相談に行きましたところ、町税条例では如何ともしがたいんだと、国の法改正や通達がないと対応できないとの返答でございました。今後の大きな課題として提起しておきたいと思います。

質問を続けます。その補助金交付対象期間はどのように設定していますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

防護柵と免許取得に対する補助につきましては、予算の範囲内で年間を通じて補助の対象としております。捕獲補助につきましては、11月1日から3月15日までの狩猟期間以外は町内全域を対象としており、狩猟期間は町内3つの鳥獣保護区、芦北鳥獣保護区1,700ha、吉尾鳥獣保護区510ha、大野小学校鳥獣保護区3ha、この3つの鳥獣保護区に限り、補助の対象としております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） その交付対象期間ですけれども、猟期も含め、1年を通して交付する考えはありませんか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） この件に関しましては、狩猟と有害駆除の区分、それから補助金制度の趣旨等を踏まえまして、慎重に検討をしてみたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 恒久的にではなくてもですね、1、2年、臨時的にでも実施の方向で検討をお願いできればと思います。

質問を続けます。特にシカによる農作物等の被害防止策を強化する考えはありませんか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

シカの捕獲には、箱罠より括り罠のほうが有効であると考えております。猟友会と連携し、括り罠の設置数を増やす、それから現在実施をしておりますICTを活用しました見回り負担軽減のためのシステムの活用を図りながら、さらなる捕獲数の増加、被害防止の強化につなげてまいりたいと検討しているところでございます。

また、国庫補助を活用しました防護柵の設置などにつきましても、対策を検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） シカはですね、40年ほど前には町内ではほとんど全くなかったわけですが、今やとにかく増えて増えて、増えすぎているというのが現状です。捕獲しても追いつかないというのが本当のところだと思います。答弁では、括り罠の設置数を増やすということでしたが、加えて例えば県・町が旗振り役となって、年に何回か大規模な集中捕獲作戦の実施を検討してもらいたいと要望しておきます。また、罠以外の新たな捕獲手段の検討もあわせてお願いしたいと思います。

一方、シカ、イノシシ以外に、ムジナなどの小動物の被害も無視できませんので、これら小動物の駆除につきましては、県が定めた被害防止目的での捕獲、有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を活用していただきたいと思います。これは第6の許可対象者の第3項に基づき、狩猟免許がない一般人であっても、申請許可の手続きをすることによって、被害防止目的に限り、小型の箱罠を設置することができることとされております。これを広く町民に周知していただきたいのです。できることなら、購入箱罠に補助をしていただけたら、なお良いと思います。このように、これまで猟友会等の限られた人々で行われていた駆除をですね、一般にまで拡大し対処することは、極めて有効ではないかと提言しておきます。

次の質問に移ります。捕獲した有害鳥獣の処分は現在どうしていますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 現在は、捕獲者自らが所有地に埋設する方法などで処分をされていると把握しております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） この処分がですね、実は大きな問題になっておるわけです。みんな困っているというわけですね。ですから、捕獲実績を上げるためには、処分体制をしっかりと構築しておく必要があるかと思います。誰がとどめを刺すのか、どこで処分するのかを明確にしてもらいたいと考えます。一般の人は、捕獲したはいいが、どうとどめを刺したらいいか分からないですし、処分先についてはですね、猟友会でも困っていると聞いていますし、一般人ならなおさらでございます。ですから、例えば法的に可能であれば、町有林の適切な場所に埋設場所をきちんと設けるなど、具体的に検討してもらいたいと強く要望しておきます。

それでは、この質問の2をまとめてみたいと思います。本日の質疑で分かったことは、ここ数年の捕獲実績は年々確実に増えており、今年度は特にですね、11月現在で既にイノシシが1,063頭、シカが832頭、計1,895頭も捕獲しているという事実です。この数字により、有害鳥獣対策としては相当力を入れていただいているということが分かりました。ありがとうございます。しかしですね、それでもなおしつこく増え続けているようなのです。もうしばらくは徹底した対応をお願いしたいと思います。

答弁にもありましたように、これまでの捕獲の強化と並行して、防護柵などの防御対策や環境対策など、さまざまな対策を有機的に展開していくことが求められていることではないかと思います。そして、その中心とならねばならんのがですね、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会ではないかと思うわけです。委員構成は、芦北町、芦北町議会、熊本県芦北地域振興局農林部、芦北町農業委員会、芦北農業協同

組合、水俣芦北森林組合、熊本県猟友会芦北支部、熊本県農業共済組合八代芦北支所芦北出張所となっております。そして、その業務は、1、有害鳥獣等の捕獲及び農林産物の保護、2、有害鳥獣による農林産物の被害状況の調査、3、農林産物の被害を防止するために必要な対策の立案とされておるわけでありまして、この協議会をしっかりと開催し、情報交換やその共有、分析、意見の集約、具体的・総合的な対策の立案をしっかりとしていただいて、その機能を十分に発揮していただきたいと思うのです。自然が相手の難しい課題だとは百も承知していますが、有害鳥獣の増加に一定の歯止めがかかるまでの間、そして、自然との共生ができる環境が整うまで、もう一押しのさらなる緊急対策等の実施を切にお願いし、農林水産関係の質問を終わりたいと思います。

町長、これを最後に一言お願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この有害鳥獣の増加につきましては、深刻な課題であるということ、また全国的な共通のですね、課題であるということをご冒頭申し上げました。お尋ねのとおりでありまして、私もある一部の資料を見てみましたら、明治の後半から大正、昭和にかけてのですね、狩猟の成果の資料を見てみますと、その頃はイノシシもシカもゼロであります。ここ近年、ずっと増えてきたわけでありまして、一般的にシカが増えると、イノシシは淘汰されると。シカに対しては、イノシシはちょっと苦手みたいですね、生息場所を移動するという傾向があるようでございますが、本町では両方増えておることです。捕獲する以上にですね、また増えておることでありまして、本町では先ほど数字は出しましたが、県内では年間8,000頭、3,000頭、5,000頭、8,000頭、捕獲しておるところを、全国ではもう1万頭を超えるところがざらにあるわけでありまして、最終的に問題になるのが処分方法であります。ですから、もう適切な場所にですね、大規模な穴を掘りまして、そこに大量にもう埋設するという方法を取っているところもあります。あらゆる法的な範囲内でのですね、手立てはかなりやっておりますが、実はこれを撲滅する禁じ手があります。これはここで申し上げますと問題になりますので申し上げますけれども、禁じ手が2つあります。でも、これは法的にも、あるいは政策的にもですね、少し解決すべき問題点がありますので、できないんです。これは絶滅できるんです。

ところが、それはちょっとできないということでもありますから、法の範囲内でやっていくと。私も毎年ですね、国の鳥獣対策課に行きまして、実情を訴え、今のところはこの駆除の対策費を増やすんだということにですね、重点が置かれておりますが、先ほど答弁にもありましたように、本町では地域おこし協力隊、これは総

務省の事業であります、専従の有害鳥獣の駆除の仕事に当たってもらうということが一つ、それとICT、もう企業が芦北町にもかなり来ておりますので、そことの連携ですね。それで、担当課には厳しく言うてありますので、芦北モデルを作れということ、そういうことで大胆な発想のもとにですね、この対策を取らない限りは永久にですね、未解決の問題として残っていくわけでありまして、生産者の方々、そして趣味で庭先にですね、野菜を作っておられる方々もですね、もうやめたという方々が何人もおられました。そういったですね、日々生活していかれるための励みとか楽しみですね、それまでも奪われておるわけでありまして、これはしっかりと対応をですね、今まで以上に真剣に向き合っていきたいと思っています。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、ありがとうございます。芦北モデルを作るという強い決意を聞かせていただきまして、本当嬉しく思います。

それではですね、質問3の再質問を行います。答弁ではですね、フルドライ方式とありましたが、どういうものか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

フルドライ方式とは、調理室の床が常に乾燥した状態であり、室内の湿度が低く保たれ、O157などの細菌繁殖が少なくなるほか、跳ね水などによる汚染や食材からの2次汚染を防止するさまざまな衛生管理上の効果があるものであります。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 施設の安全性につきましては、O157に代表される食中毒等に対応すべく、このフルドライ方式等でしっかり対応されておることが分かりました。

さらに質問します。米の年間消費量はどれくらいですか、教えてください。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

昨年度の実績で1万990kg、約11t使用しております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 重ねてお尋ねします。

米の調達はどうしていますか、教えてください。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

米については、年に2回、芦北高校産を使用しておりますが、それ以外は全てJA芦北から調達し、水俣芦北産の米を使用しております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それと、米以外の農産物や一般的な食材の調達はどのようにしていますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 農産物で生産者から調達できる食材は、直接調達を行っております。それ以外につきましては、基本的に地元の商店などから調達をしており、冷凍食品や給食用加工食材については、熊本県学校給食会や専門業者から調達をしているところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 有機農産物の調達の現状はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 現在、調達している農家で有機栽培に取り組んでおられる農家はありますが、化学肥料を抑制されたり、減農薬栽培に取り組んでおられる農家もおられるということです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

最後の質問です。いわゆるオーガニック給食と呼ばれておりますけれども、そのオーガニックとは、有機農産物及びその加工食品という意味でございます。すなわちオーガニック給食とは有機栽培や自然栽培など、化学肥料等、農薬を使用しない農法で栽培された農産物を積極的に取り入れた給食のことでございます。まずは、主食である米を全量オーガニックにする取組など、是非検討していただきたいと思っています。そう思っていたからこそ、先ほど米の質問をしたわけでございます。

オーガニック給食の推進は、現在、大きなブランドになっていると思います。真剣に検討してほしいと思います。私たち年寄はですね、先が短いですから、もうそんなに気を使わなくてもいいんですけれども、しかし子どもたちはこれから何十年も長く生きていかなければなりません。少子化の日本では、子どもたちはますます宝物になってきました。これまで以上に、大事に育てやらねばなりません。次代を担う子どもたちのためにできるだけ体によい、安全・安心な食物である、このオーガニック給食の推進について、今後積極的に取り組む考えはありませんか。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、重要な役割を果たすものであると認識しております。オーガニック食については、SDGsに貢献し、環境にやさしく、有機や自然栽培の食材を積極的に取り入れたもので、生産者が特定できるほか、より安全・安心を追求した喫食であると考えております。しかし、生産者の確保や収量、また単価が不安定なことから、安定した給食の提供に課題があることも事実です。

今回の提案につきましては、今後、関係機関と連携した取組が必要になることから、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

私はですね、今回、安全・安心と地産地消の観点から質問をさせていただきましたけれども、その方向性の先にあるのは、このオーガニック給食の推進だろうと考えているものです。私は、この知ったかぶりをしてですね、オーガニック給食と言いましたけれども、実はついこの間までこの言葉は知らなかったわけでございます。ただ、その理念たる有機農産物の給食現場へのさらなる導入の促進に関してはですね、もともと関心が高かったわけでありまして、その話を何気に林田議員にしましたところ、オーガニック給食の冊子を貸していただきましてですね、早速内容を読んでみますとですね、よそはこのような言葉を使って、すでにどんどん推進しているんだなということが理解したわけであります。

オーガニック給食を推進することは、SDGs開発目標の、2「飢餓をゼロに」、3「全ての人に健康と福祉を」に通じることでありますし、国のみどりの食料システム戦略の中でも、化学農薬の使用料50％低減、化学肥料の使用料30％低減、有機農薬の取組面積の割合を25％へ拡大などの具体的な戦略方針にも通ずるものがあります。さらには、本町総合計画、まちづくり基本理念である、「すべては次代を担う子どもたちのために」、また、まちづくりの目標と将来像の、「個性輝き活力と魅力にあふれた安全・安心の実感できる町の実現」にも通じるわけであります。

一方で、このような施策の推進は、我が町の農業の現場においてもそのような方向へ誘導する効果も大であろうと思います。そして、そのあるべき方向へ誘導するのが政治の力ではないかと思うわけです。ちょっと範囲が広がりましたので、教育長は答弁しづらいと思います。町長、最後になりますが、この件につきまして御見識をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員におかれましては、先が短いということで、もっともって頑張っていたきたいと期待をしておりますので、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

さて、ただいまの地産地消、あるいはオーガニックの問題ですね、これはもう私も以前から高い関心を寄せておりますし、地産地消におきましては学校給食のみならずですね、地元の民間の方々にもですね、なるべく地元の食材を使ってほしい。典型的な例が芦北の岬の御塩であります。これをかなりですね、公的な機関、あるいは民間にもお勧めをしております。これも安全・安心、私はもう全国一と誇る塩でありまして、そういうこと。

それと、県立青少年の家がございます。あそこも年間6万人、7万人、多いときは8万人利用されるわけです。コロナ禍でちょっと低迷をしておりますけども、今回復活しつつあります。そこにも地産地消をですね、しっかり進めております。そして、その中に入ってくるのがオーガニックの問題であります。これがまだ一般的にかなり広くまだ、認識はされておりますものの、やっぱり需要と供給のことから言いますと、かなりまだ乖離がございますし、今後そういうこともですね、啓発しながら、まずは健康あつての人生でありますので、また社会活動でもありますので、オーガニックの問題はですね、これは避けて通るべきじゃないと、しっかりと検討する。

そして、自治体でもですね、これにこだわった、オーガニックにこだわった生産体制をですね、取っているところもありますので、そういうところに学びながら、我が町でどういう体制を取るか、そしてJAをはじめとする関係機関とも、またそういう協議をしながらですね、望ましいそういう社会の構築に向けて一歩二歩進んでいけたらなと思っておるところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 本日は誠にありがとうございました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

次に、百田君。

○1番（百田翔吾君） おはようございます。百田翔吾でございます。

芦北町議会という本町の未来を左右する議場に立つ責任感と緊張感を改めて強く抱きつつ、議長及び町執行部への事前通告に基づき、本日は2つの主題について質問いたします。

まず、主題1の芦北町職員の働く環境について質問いたします。

本町職員の皆様は、芦北町を支える大きな縁の下の方の力持ちであり、本町の維持、

成長、発展には必要不可欠な存在です。近年、男女共同参画社会基本法をベースに、全国各地で男女共同参画が推進されています。

そこで、質問主題１の①、本町職員の男女比率はどうなっていますか。そして、働き方改革による有給休暇取得義務化の労働基準法改定が近年行われました。また、法定休暇である有給休暇に対して、福利厚生である特別休暇は本町にもさまざま規程されています。

そこで、質問手段１の②、有給休暇育児休業等の取得状況はどうなっていますか。

続きまして、新型コロナウイルス感染症のまん延における日常生活の変化等により、最近はストレスが高まる傾向にあるといわれています。どんな職場でもあらゆる職業分野においても、メンタルヘルス不調で休職や退職する方が増加しています。

そこで、質問主題１の③、本町職員へのメンタルヘルス支援はどうなっていますか。また、メンタルヘルス不調に限らず、休職職員に対する復職支援はどうなっていますか。

次に、主題２の町内小中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策及び校則について質問いたします。新型コロナウイルス感染症予防対策について、世界各地、全国各地でも規制の緩和が進んできています。最近では、マスクの着脱等、基本的な感染対策はメリハリをつけましょうという旨の通知を厚生労働省が発表しています。学校生活は小学校６年間、中学校３年間という限られた時間の中で、友達と学び、遊び、楽しみ、成長していく貴重な時間です。子どもたちも大人同様、いや大人以上にコロナ禍による我慢をし続けていると思います。

そこで、質問主題２の①、小中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策は現在どうなっていますか。

次に、時代の変化とともに、この１年、学校校則の見直しも全国的な話題となっております。学校校則について、議員となった現在、町内の児童生徒及び保護者から、多くの御意見をいただくようになりました。

そこで、質問主題２の②、小中学校の校則に児童生徒及び保護者の意見は反映されていますか。

以上、２つの主題について、１回目の質問といたします。

○議長（宮内道則君） 百田君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員の御質問につきましては、個別具体的な内容となりますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題２の②について、お答えいたします。

学校においては、毎年、学年末や学年はじめの職員会議で見直すとともに、児童生徒等が要望があった場合は、必要に応じて見直しを行っております。見直しを行う際は、保護者や児童生徒にアンケートを実施したり、生徒会等を中心に検討を実施したりするなど、生徒や保護者の考えを取り入れるよう努めているところでございます。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題１の①について、お答えいたします。

令和４年４月１日時点での数値を申し上げます。男性職員１６７人、比率７７％、女性職員５０名、比率２３％となっております。

次に、②の質問について、お答えいたします。

直近３年間の年次有給休暇の職員１人当たりの取得状況です。令和元年度が８．１日、令和２年度が７．２日、令和３年度が７．７日となっております。

次に、育児休業の取得状況です。令和元年度がゼロ、令和２年度が３人、令和３年度が４人、うち男性が１名となっております。

次に、③の質問について、お答えいたします。

メンタルヘルスに関しましては、まず労働安全衛生法及び芦北町職員安全衛生管理規程に基づきまして、平成２４年度からメンタルヘルス専門の産業医を専任しております。また、全職員を対象にシートを用いたストレスチェックや職員向けのメンタルヘルス研修会を開催し、産業医と連携したメンタル不調の予兆把握や予防に努めているところであります。さらに、残業時間が月８０時間を超えた職員については、産業医への情報提供を行うとともに、産業医との面談を勧奨しており、早期対応に資する体制をとっております。加えて、入庁１年目の職員に対しては、先輩職員１名をマッチングをいたしまして、相談や助言を行うメンター・メンディーマ制度を設けており、マンツーマンでのフォローを行っております。

次に、休職職員の復職支援については、休職期間中においても定期的な主治医の診察及び総務課職員による現状把握のための面談を逐次行っております。復職にあたっては、芦北町職員試し出勤実施要綱に基づき、医師からの判断を踏まえ、勤務日や勤務時間の調整を行うなど、１カ月の範囲内で試験的に勤務させる試し出勤を取り入れ、状況や体調を考慮しながら、復職に向けた環境づくりに取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 質問の主題２の①について、お答えいたします。

現在の新型コロナウイルス感染症予防対策については、熊本県教育長から発出さ

れました新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にかかる通知に基づき、感染防止対策の徹底を図っています。具体的には、これまで行ってきました手洗いなどの手指消毒、マスク着用、室内換気などの基本的感染症防止対策のほか、事業に関しては、熊本県のリスクレベルに応じた対応を行っております。

また、マスクの着用についても、文部科学省からの通知に基づき、活動場所や活用場面に応じて対応しています。例えば、体育の授業や部活動、登下校の際には感染対策を行うことで、マスク着用は求めているところです。

町としましては、これまでに体温検知カメラなどの設置や手洗い場の増設のほか、遠隔授業に対応できる環境整備などを行っているところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） それでは、質問主題1の①について、再質問いたします。

私、今、男女共同参画推進について大変興味がありまして、本町職員の働く環境において、男女共同参画推進の取組はどうかさっていますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

男女共同参画の視点からの取組についてでございますけれども、ホームページにもアップしておりますけれども、次世代育成支援対策推進法、また女性活躍推進法に基づき、第2期芦北町特定事業主行動計画というものの策定義務がございますので、策定をしております。計画の中ではですね、大きく3つ記載をしております。1つが勤務環境の整備に関する事項、2つ目が次世代育成支援に関する事項、3つ目が女性活躍推進に関する事項ということで定めてございます。その中で、例えば女性活躍推進に関する事項の中ではですね、採用職員に占める女性職員の割合を向上させる、あるいは管理的地位に占める女性職員の割合を向上させるという目標を定めているところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 今の時代において、女性も第一線で活躍できる環境づくりは、これからの時代の絶対条件だと思います。この議会出席者においても、本町職員課長級は女性がゼロ、本町議会議員は岡部議員のみの1名ということで、男女共同参画推進を積極的に図っていくことは喫緊の課題だと感じております。この課題に関して、執行部も議会も両輪で積極的推進を行っていく必要があると思います。

次に、質問主題1の②について、再質問いたします。

本町の特別休暇は、ボランティア参加のための休業、結婚式及び結婚旅行のため

の休業等、充実している特別休暇保証制度があります。有給休暇及び特別休暇の積極的な取得推進は、本町としてどう行っていますか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

これにつきましても、先ほどの行動計画の中に位置づけてございまして、1つ目に年次有給休暇、連続休暇の取得促進ということを記載してございます。これには、管理職がですね、やはり課員の方が取得しやすい雰囲気をつくっていくということと、年休とですね、夏休み等の特別休暇、これの連続休暇の奨励をしているということです。

また、課や係の業務に応じてですね、時期的なものももちろんございますので、そういった機会に取得促進をお願いする期間を設定するというふうなお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 私も今までさまざまな企業に勤めてまいりました。企業によっては、なかなか休暇の取得申請がちょっと難しい雰囲気があったりという経験がありました。積極的な推進、声掛け等は休暇申請を躊躇、遠慮する職員にとっても、大変有難いことだと思います。

質問主題1の③にも関連しますが、私生活の充実が仕事の生産性の向上につながり、さらなる優秀な人材の確保が期待できます。働く人は、職場の材料ではなく、財産と書いて人材であると私は考えています。人こそ財産です。近年増加のメンテナンズ不調は、家庭、職場等、さまざまな要因があり、一筋縄に解決できる課題ではありませんが、メンタルヘルスに関する職員研修を増やす等、さらなる努力を執行部にはお願いしたいと思います。

この主題の最後に、竹崎町長にお聞きします。竹崎町長は、長きにわたり町長として日々多忙な公務をこなし、元気にパワフルに第一線で活躍され続けています。

本町職員の働く環境について、町長から一言お願いできますか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本町の職員の働く環境につきましては、総務課長を中心といたしまして、自らも長い公務員生活を送っているわけでありまして、やはりどこが課題で、どうこれをまた改革していったらいいか一番把握しておるわけでありまして。常日頃から各課とそういう連携を取りながら取り組んでおります。

また、メンタルヘルス等につきましても、法の制定とともにですね、きちんとした体制をつくっております。そういった人たちにですね、寄り添う形、これをです

ね、しっかり取りながら、今、取り組んでおるところであります。

また、有給休暇等の活用につきましてもですね、これも別にこれを制約をしたりするようなことはありませんですね、かなりフリーな状況で、休めるときは休む、心も体も休め、そしてしっかり仕事に励むときは励もうというですね、そういう姿勢であります。

また、私どもは仕事柄ですね、不規則になりがちでありますけども、町長自らも健康づくりにはしっかり努めてくれという励ましをいただいております。

また、本町の自治労ですね、自治体職員の労働組合がありますけども、こことも常に意思の疎通を図りながら、お互いですね、提言したいことがあれば提言してくれということで、共に職員と、そしてまた我々管理者側もですね、共にいい職場を作っていこうということで、自治労とも非常に良好な関係を保ちながら、事に当たっておるところであります。楠原議員もかつて職員組合の組合長をしたことがございまして、大変いろんな意見を交わしまして、本町の労働環境の、あるいは職員待遇の向上のためにですね、取り組んできた思いがあるわけでございます。これからもししっかりと取り組んでまいります。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） ありがとうございます。

実は、竹崎町長とお会いしたことがある、全国を飛び交う知人から、町長がとてもパワフルで驚き、圧倒されたと言われたことがあります。町長は、本町職員の模範リーダーであると、私は感じております。町長をはじめ、執行部の皆様には、ワークアンドライフバランスを今以上に強く推進していただき、女性職員も若い職員も、全職員が健康にさらに輝き、活躍できる働く環境、活躍できる環境づくりに期待しております。

質問主題1の質問を終わります。

次に、主題2の①について、再質問いたします。

学校において、感染者が増えた場合の学級閉鎖等の判断はどのように行っていますか。また、学校を欠席した児童生徒の学習保障は大切だと思いますが、新型コロナウイルス感染症等によって欠席した場合の学習はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

熊本県教育委員会から発出されました出席停止及び臨時休業等の基準についての通知文に則り、適切に判断をしているところです。例えば、学級内での感染が広がる可能性がある場合は、学校医と相談を行った上で、学校、教育委員会と協議して、学級閉鎖などを判断しているところでございます。

学習保障につきましては、議員御指摘のとおり、児童生徒の学習を保障することは非常に重要であると認識をしております。本町では、欠席した児童生徒はタブレットを活用し、オンラインで授業に参加できるようにしております。また、発熱等で参加ができない場合には、後日、補充学習を行っているところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） タブレットのリモート授業の参加は、本当今の新しい時代にふさわしい、新しいスタイルだと思います。私たちの時代にはなかった欠席時の学習保障、とてもうらやましく感じております。子どもたちの学ぶ機会、環境整備には惜しみなく、教育委員会にはさらなる尽力をいただきたく願います。

新型コロナウイルス感染症まん延の当初から、早急な対応を地道な感染対策により、本町では校内感染のまん延を最小限にとどめていると感じています。しかし、感染対策は状況に応じた変化が必要だと考えます。11月29日、学校黙食について、適切な対策を行えば会話は可能だと文部科学省は通知を出しましたが、芦北町ではどのように考えていますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

学校の感染状況等に応じて適切な対策を行う中での会話は可能であると考えますので、学校に対しては適切な対応を行うよう指示をしたところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 制限の緩和の影響か、最近では新型コロナウイルス感染者の増加も再び全国各地で見られています。ただ、軽症化しているという見方もあります。もちろん油断はできない感染症ではありますが、段階的制限の緩和を実施し、子どもたちが友だちとマスク無しで、対面で笑顔で過ごせる学校生活がいち早く来ることを願います。

次に、主題2の②について、再質問させていただきます。

児童生徒及び保護者からの御意見の一つに、くせ毛で悩む子どもの縮毛矯正があります。縮毛矯正とは簡単に言うと、くせ毛を直毛にすることです。私自身も子どもの頃、くせ毛について周りから言われることも多々あり、悩んでいた過去があります。現在、くせ毛を悩む子どもの縮毛矯正について、どのように対応していますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

学校では、保護者、本人の申し出によって、縮毛矯正を認めているところです。
以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 縮毛矯正だけでなく、靴、靴下、髪形など、校則で規制されている項目があり、時代錯誤やニーズに合わない校則が現在実在しているとも聞きますが、教育長にお聞きします。校則は子どもファーストであるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 議員御指摘のとおり、時代やニーズに沿わない点もあるかと思います。そのことから、校則は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直す必要があります。本町では、ルールからモラル、マナーへと自発的に自分を律する学校づくりを行う中で、生徒等の意見を踏まえ、見直しを図っているところでございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 最後に、改めまして、教育委員会として校則をどのように捉えていますか。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定めるものと生徒指導提要に示されており、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上・生活上の規則と認識しております。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて必要なことであります。校則は、教育的意義を有しているものと考えているところでございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） つい最近になりますが、今週火曜日に教員が生徒指導を行う手引きとなります生徒指導提要改訂版が文部科学省より公表されました。その中には、児童会・生徒会で議論するなど、絶えず積極的に校則を見直すことが必要で、見直し手続きの過程も示しておくことが望まれると踏み込んだ記述があり、変更したい校則についても、クラスで話し合ったり、入学予定者にも説明の場を設けたりするなどの取組例も掲示してありました。

私のこの質問に対して、とてもタイムリーなニュースであり、知らせでした。私

も生徒指導提要改訂版に示された内容同様の考えをもっておりました。私自身、校則と児童生徒指導を考える地方議員連盟に所属しており、全国の議員仲間とともに、これからの学校教育にとっても注視しております。本町教育委員会には、生徒指導提要改訂版をベースに、子どもファーストで積極的な校則改善の学校現場への進言を期待し、私からの一般質問を終えたいと思います。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をいたしまして、正午を過ぎても川尻君の一般質問を続けて行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

—————○—————

○議長（宮内道則君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、川尻君。

○11番（川尻成美君） 最後の質問者となっております。時間も12時を過ぎるかも知れませんが、しばらく御清聴ください。

今年も余すところ20日余りとなりました。1年を振り返りますと、やはり長引くコロナ禍に対応する毎日であったと感じます。また、物価高騰による消費控え等あり、特に円安における我が国が、国の経済影響はあらゆるところに及んでおります。

そこで、今回の質問は、通告してありますように、長引くコロナ禍における物価高への対応についての質問であります。新型コロナウイルス感染症は、収束の見込みが立たず、さらに今後はインフルエンザと同時流行が懸念されております。

このような状況の中、ロシアウクライナ侵攻等が、燃料、資源価格の高騰及び円安による輸入コスト増が主な理由とされ、物価高も続いており、景気の減速とともに町民の生活も厳しくなっている状況にあります。現在、芦北町は令和2年7月豪雨災害の復旧復興の早期実現に向けて全力で取り組んでおられ、財政運営も厳しい状況が続いておりますが、そういう中、コロナにおける物価高への対応として、今回質問を2点させていただきます。

1点は、国が住民非課税世帯、本町2,990世帯に支給しました5万円、いわゆる価格高騰緊急支援給付事業が10月17日に専決処分をしております。本町の住民非課税世帯のみならず、芦北町民の皆さんに独自の支援策は考えておられないのか、第1点目の質問であります。

2点目は、商工業者及び農林水産業者に対し、これもまた芦北独自の支援策を考

えておられないのか、この2点の質問であります。国・県においては、いろんな手立てを尽くしておられます。全国市町村も独自の知恵を絞り、対策を講じている事例もあります。本町の町民の皆様の期待に添う事業がないものか、今回のこの質問であります。

町長、この事業に対して、芦北町独自の考えはないものか、町長の答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安など、不安定な経済情勢の中、燃料や石油製品、穀物、飼料、食料、生活用品等の価格高騰は、町民の生活や事業活動に影響を及ぼしているものと理解をしております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症が確認された令和2年から、国民健康保険税の減免や安心子育て応援給付金事業、生活応援券事業、保育所や学校給食の食材費等支援事業、農林漁業応援給付金事業、キャッシュレス決済によるポイント還元事業など、すでに累次にわたる独自の支援策を講じております。さらに、本定例会においても、新たな支援策の追加を提案しておりまして、今後も国の対策も注視しながら、関係機関と連携・調整を図り、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） ①の質問について、お答えをいたします。

住民税非課税世帯などには、令和3年度から国の経済対策により1世帯10万円の支援を実施いたしました。今回、価格高騰緊急支援給付事業により、1世帯5万円がさらに支援されますが、これまでコロナ禍及び価格高騰が要因となる生活困窮の相談等はあっておりません。

福祉課関係では、令和3年度から住民税非課税世帯や、ひとり親の子育て世帯を対象に、国の子育て世帯生活支援特別給付金により、対象児童1人につき5万円の支援などを実施しております。また、本町は、これまで18歳までの子ども医療費無償化や、保育園児の副食費無償化など、多方面からの支援にも取り組んでいるところです。

このような取組状況なども踏まえ、現在のところ、住民税非課税世帯などを対象とした町独自の支援を行う考えはございませんが、今後も引き続き、国・県による支援、施策の動向に注視してまいります。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） ②の質問について、お答えいたします。

商工観光課では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年3月から5年間の災害時等特別資金利子補給補助金等、商工事業者に対する支援を強化しております。さらに、コロナ禍における支援に加え、令和2年7月豪雨や今回の物価高騰への対応など、必要な支援をその時々状況に応じて行っており、令和3年度までにコロナ対策と災害復旧復興対策をあわせ、15事業、総額1億8,550万円の補助金等を支出しております。

また、物価高騰対策として、本定例会において議決いただきました町内の商工事業者に対して、年間事業収入に応じて、総額2,523万円の支援金を給付するほか、物価高に対応するための町内経済対策として、第2弾のキャッシュレス決済ポイント20%還元事業を、4,000万円の予算で実施いたします。

今後も引き続き、町内経済の動向や国の交付金等の状況を注視し、必要な支援を検討・実施してまいります。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） ②の質問について、お答えいたします。

農林水産課におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、事業継続支援金や応援給付金、利子補給補助金など、農林漁業者に対する支援を強化しており、令和3年度までに10事業、総額3,351万円の補助金等を支出しております。

また、令和4年度においては、6月補正において、漁協の経営支援として新型コロナウイルス感染症対応水産業振興補助金2,293万円、9月補正において、畜産農家の飼料高騰対策として、畜産経営継続支援事業補助金1,549万円を予算化しており、本定例会においても漁船用燃油価格高騰対策事業補助金を議決いただいております。

今後も引き続き、国・県の支援内容や事業者の経営状況等を注視し、必要な支援を検討・実施してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 担当課のほうの説明がありましたけども、ほとんどが国の支援事業のことを言われたんじゃないかなというふうに思います。私は、単独で一般財源を使ったり、そういう形の町独自の事業はという形で、要するに私たち議会用語では紐付きとかよく言うんですけども、それは十分に分かりますけども、そういう中で町の特色ある、この物価高においての対策を望む声が非常にあります。いわ

ゆる国が2,990世帯に5万円ずつ配付したやつ、これは非課税世帯であります。今現在、7,000世帯を切っておりますよね。だから、そのあとの方々には要するにこの5万円は来ておりません。だから、そういう形を考えますと、やはり全町民公平な立場に立った、この物価高に対する町の考えはないものかというふうに、私は質問したというふうに理解していただければなというふうに思うわけであります。

その点、いかがでしょうか。ほかの事例を言うのですね、やっぱりあまり角が立ちますので言いません。どこの地区はどれだけ、今ちょうど12月議会中でありますし、終わったところもありますけども、よく新聞に載っております。独自のやっぱり物価高に対する補助金等もありますので、それを聞いたわけでもありますけども、今までこの水害等で非常に町としての町民に対する早い復興で頑張っておられる中に、輪をかけてこういう物価高でもありますので、財源が必要になるわけでもありますので、なかなか難しい問題があると思います。だけど、消費者の声というのは、悲痛な声がしとるわけでもありますけども、商店とかの状況とかは反映、課長、どんな状況か、具体的に聞いておられるでしょうか。まず、それからお答えください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

コロナ禍からですね、さまざまな業者から相談を受けております。当初は、年間売上減少した業者に対して対応しておりました。今回御質問のとおり、物価高騰でございますので、今回の補正で上げたものに関しましては、芦北町内の全事業者に対して補助をするものでございます。ほかの市町村につきましては、燃料費をですね、使うところに対して補助をするという形になっておりますが、芦北町に対しては全ての業者に対して、申請があれば出すということでございます。

それともう一つ、キャッシュレスでございます。第1弾でやりました。その第1弾の結果としましては、通常の売上の5倍、3カ月で5倍の売上を上げております。大好評でございましたので、今回、第2弾としてかなりの金額を計上したところでございます。これはもう町独自といってもおかしくないのではないかなと思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 今、商工観光課長が言われましたように、手法として町独自になったという形で受け止めてよろしいですね。それは非常に私も中身としてはですね、まだ知っていなかったし、はっきり具体的には分からなかったんですけども、要するに国が補助金として出す、それを効率よく使うのは行政の役割だと思えますので、これはある程度の国の示したことにクリアすれば、そのお金は使ってい

いということになるのかと思いますので、もうそういう形はですね、どしどしそうしてもらいたいというふうに思いますので、私もその点、補正予算がどういう形で出ているのか、はっきりまだ分かりませんでしたので、通告前はですね、こういう質問をしたんですけども。

私、いつも思うんですけども、こういう状況の中に、町民あるいは事業者等はどういう状況であるのかというのは、行政責任として一番把握する必要があるんじゃないでしょうか、声ですね。こういうのも行政の責任としてデータを出して、それならこういう手を打つ必要があるという形になると思うんですけども、副町長、いかがでしょうか。いやいや、副町長に聞くんです。一番のリーダーでありますので、政策的なですね。どういう、私がそういう形で思ったんですけども。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 国のほうからですね、市町村にコロナ交付金ということで、自由に使える財源としてですね、交付を受けております。その中で、当然、町の独自の政策ということですね、先ほどの農水産課長等からもありましたけれども、漁業者でありますとか、農業者、それから畜産業者に対しましてもですね、資材高騰等の対策、それから今回も商工業者等にも施策を打つということで、その方々に支援を行うということが、引いては町民の皆さんにもですね、生活支援につながるというようなことで考えております。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 政策の実施主体の責任者は私でございますので、私から答弁させていただきます。

これはズバリ言ってですね、国がやるべきことなんです、国が。そして、地方自治体は財政基盤が脆弱でありますので、もともとの一般会計とかですね、自主財源ではもう既に通常やるべきことに全部ですね、そういうのは措置していきますので、大変だろうということで、コロナ交付金を全国の自治体にですね、国が措置したわけですね。そして、議員がおっしゃる独自のものというのは、その中で各自治体は地勢的にもいろんな主業構造からしてもですね、それぞれ違いますので、海があったり、なかったり、平野だけだったり、山もあったりします。ですから、独自の政策というのは、その交付金の中でですね、メニューとして独自に打ち立てたらどうかということでありまして、それで個々に挙げればですね、たくさんあるんです。例えば初期の段階では、国民健康保険税、これは大変だろうということで減免しました。熊本県でも最初にやったんじゃないかなと思うんですが、その減税もやりました。あるいは、中小企業ですね、利子補給につきましても、県は3年という基準を設けたんですね。うちはプラス2年したんです。ですから、5年の利子補給を実

施しておる。これはもう本町独自であります。県内ではよく把握しておりませんが、独自のものであるということでございまして、そういうこと。

それと、農業者の方も大変だろうと、商工業者の方々が大変ということでですね、確かに売上が落ちまして、それは緊急にやりましたけれども、しかしながら、それを生産する生産者の方々も大変だろうということで、農協の組合員、森林組合の組合員、あるいは漁業組合の組合員、あるいは内水面漁協の組合員の方々にもですね、交付金をそれからメニューとしてあります。これはもう本町独自でありますので、そういったものをですね、どんどん。ですから、国・県・町が絡みますので、どこからどうやっとなるのか、よく分からない点があります。国がやったり、県がやったりした基準額に上乘せをする、これもまた独自の政策でありますので、幅広くやっておるということをですね、是非御理解いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 答弁はちゃんと広報紙に書きますので、そういうのを理解していただくための町民に対する答えでありますので、私が言わんとすることも分かっておられるというふうに思います。

そういう中でですね、やっぱり調査というのは、先ほど申しましたように、大事かというふうに思いますよね。何でもやっぱり具体的な対策を打つためには、何が原因なのかというのを調べて初めて政策的な事業ができるわけでありますので、そこはどんなふうにとられるのかなというふうに、要するにお金は政府から来るんですけども、そういう中でやられておるんですけども、一番町長の命を受けて指示される副町長として、どういう見解をしつつ、今までの経過をされとるのかなというふうにお聞きするわけであります。

○議長（宮内道則君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 御指名いただきましてありがとうございます。今ですね、大まかに町長が説明しましたけどですね、やっぱりこのコロナ交付金ということで、国からですね、ある一定の額が示されてくるわけです。その中で芦北町独自のですね、コロナ対策事業として認められた分を国からコロナ交付金として支給されるわけですね。だから、何を言わんとするかとすれば、これはですね、恒久的対策ではなくてですね、臨時的対策ということで今の現状を踏まえた中でですね、知恵を絞りまして、一般の町民の方、産業に従事しとる方、そういう方々に補助金の制度を創設して支給しているということでございますので、是非御理解いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 理解しているつもりでありますけども、要するに綿密に考え

た中でやっておられるような、制度を利用してですね。十分理解をしましたけども、やっぱり消費者の例えば買い控えとか、そういうデータとかもやっぱり知っておくべきじゃなかろうかなと思うんですよね。売上が落ちた商店もあろうし、消費者も工夫をしておられるというふうに思いますので、やっぱり町全体がそういうふうになればいけないわけであって、少しでもやっぱり活気がですね、ある町ということになれば、やっぱり施策が一番大事だなというふうに思います。

何かどういう、我々が悪いんですかね、教える、伝えることができないのかなというふうにも思いますけども、やはり一般財源という財源が本当限られた中で、国の事業のみをいろんな考えをもって事業展開というのは分かりますけども、要するに今のところは、その財源、要するに基金とか、予備費も町はありませんし、繰越金等も700何十万ですかね、がありませんので、財源が要するにないわけですよ。だから、それに依存しなければいけないという状況かなというふうに、私は理解をしておりましたので、今後やはりまだまだ続くんじゃないかなと、この状況。油等を入れなければ車は走りませんし、活動もできませんので、この対策等はやっぱり必要不可欠な問題じゃなかろうかなというふうに思います。間接的に、今、町長がおっしゃるように、言われたんですけども、もろにやっぱり消費者に対して、やっぱりこれだという形を何か良いPRになるようなものはないものかなというふうに思ったんですけども、町長、いかがですかね。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） さっき答弁をさせていただいたことに、私は尽きと思うんですけども、とにかく自由度が高いものを、もう重ねて申し上げますけども、地方財政はどこも厳しい、単独で出すのは基金を取り崩したりですね、当然、通常やるべき事業費を削ってでもそっちに回せよ、そんなことはとてもできないだろうからということで、特別にコロナ交付金をいただいとるわけで、それでかなり自由度が高こうございますので、そのいろんな根拠をつくりましてね、これを活用しているということ。これをうまく活用せよ、メニューはもうそれぞれの自治体で違います。あそこでやっとなるから、こっちもやれよとか、こっちでやってるから、あそこもやったほうがいい、そんなじゃなくて、独自でやっておるところであります。例えば、奨学資金をですね、これは補正予算で議決いただいたと思いますが、奨学資金を借りて苦労しながら勉学に励んでいる子ども、それにも毎月1万円ずつやりましよう、これも町独自のことなんですね。ですから、コロナ交付金をどう有効に活用するか、これに限るわけありますので、そういうことで通常の行政経費はきちんと通常の事業に措置しながら、災害対策費もありますので、それとは別にこれでやっていくよということありますので、これをどううまく使うかは、その自治

体の知恵次第ということになります。

つい最近の情報で、またコロナ交付金が国会で補正予算でですね、可決されたという情報も入ってきておりますので、あとしばらくは続くと思いますが、しかしこれは恒久措置ではないということでもありますから、燃料価格は国際問題でありますし、国家が、国が頑張ってくれないと、それはもう地方はですね、とてもたまったものじゃないわけでありますので、そういう要望活動はまた県・国等はですね、やっていかなければいけないと思っています。

質問の御趣旨はよく分かるんです。でも、独自性はそういう中に、オブラートに包んだ中にですね、結構入っておるということをですね、御理解いただきたいと思いますし、もっとPRせろよということでございますが、今度は議会広報紙で詳しく、ひとつPRしていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） それは広報委員の一人でもありますし、任せてください。表にして、国から交付して、これはこうして使っていくんだよというのはします。これはやっぱり一般質問するからによって、広報紙でできるという、私は理解しておりますので、やれよやれよというだけではございませんので、御理解をこちらもいただきたいと思います。

要するに、消費者、住民というのは、商品がほとんど上がっておりますよね。それに対しては非常にデリケートになっているというふうな形がありますので、そういう形の、こういう町は補助をしますよと言えば、ああしてもらったんだなというふうに感じるわけですが、なかなか本当は行政の中でですね、町としてやっておるわけですが、そういう形をやっぱり望んでいるのかなというふうに思います。そういう観点からでありますけども、いわゆる経済効果というのはお金を使うということが大事なことであってですね、ほとんどもうコロナ禍の中で出ない、食事も控えるというような形でありますし、どうにもできないわけですが、どうすれば、この回復というか、消費者に対して、良い施策がないのかなとか、そういう思いでございますので、今回こういう質問をしたわけでありますので、重々理解はしておりますが、こういう状況をやはり行政マンとして、住民の声をしっかりとした中で判断をしていただければというふうに思いますので、それが功を奏せばですね、非常にいいんですけども、要するに、今の社会、データ管理ですので、やっぱり消費者の声というのを十分職員の皆さん方も把握されまして、今後の政策につなげていただければというふうに私は思っておりますので、3月の新しい年度の予算に対してはですね、十分配慮していただければというふうに思っております。

時間は残しておりますけども、1点でありましたので、終わりとさせていただきます。

たいと思います。終わります。

○議長（宮内道則君） 川尻君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

第 3 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 4 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第 3 から日程第 6 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

各委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 6 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午後 0 時 19 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員